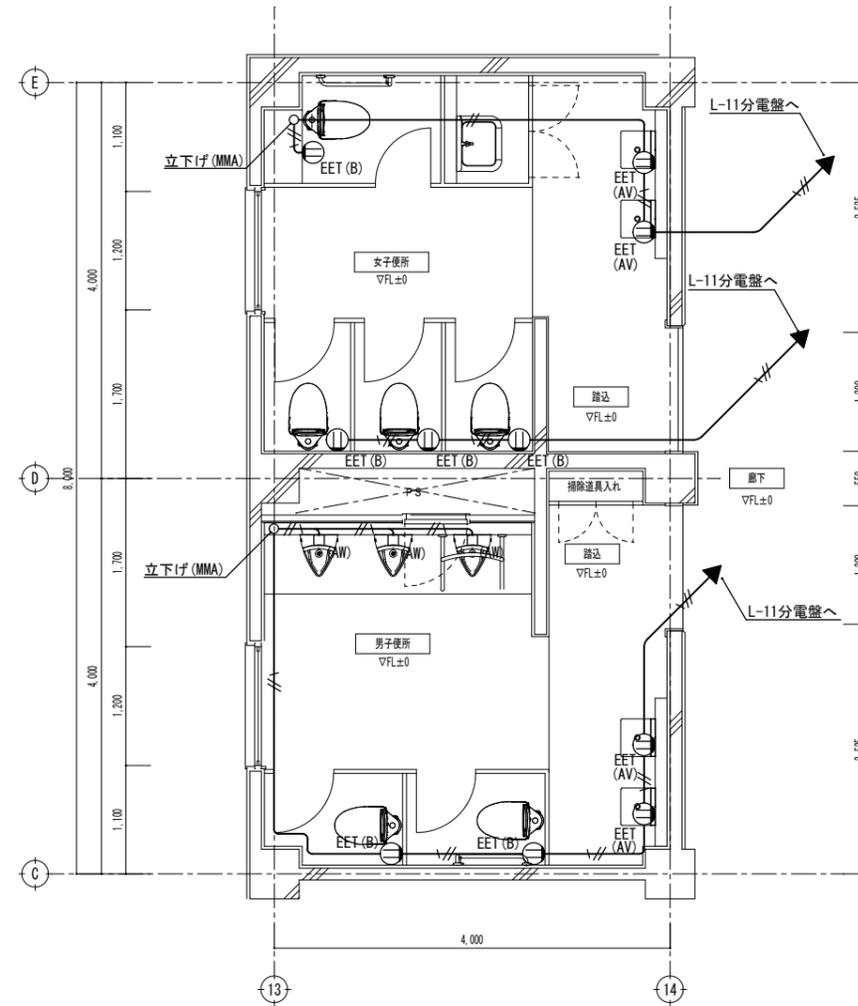


改修前 平面詳細図 1/50

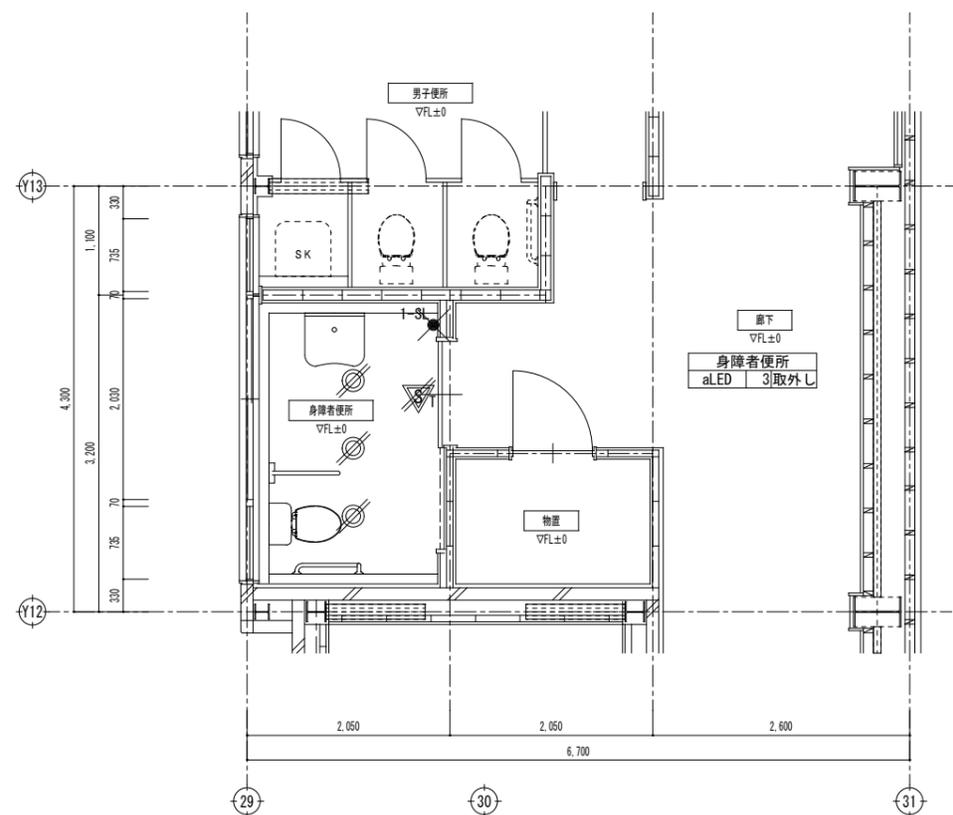


改修後 平面詳細図 1/50

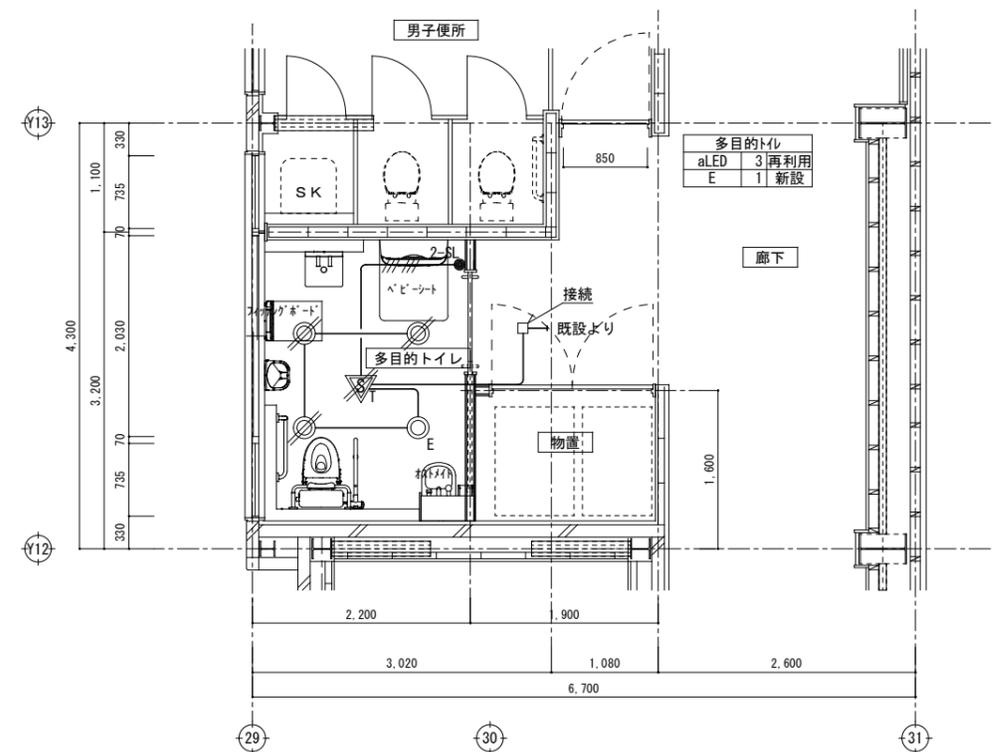


記号	凡 例	用 途
EET (B) ①	埋込コンセント2P15A×1 E極・ET付	便座用
EET (AV) ①	埋込コンセント2P15A×1 E極・ET付	自動手洗器用
(AW) □		小便器自動洗浄器

特記なき配管・配線は下記とする。
 —— EM-EEF2.0-3c (PF22)
 二重天井内はケーブル工事とする。
 露出部分は樹脂による保護とする。



改修前 平面詳細図 1/50



改修後 平面詳細図 1/50

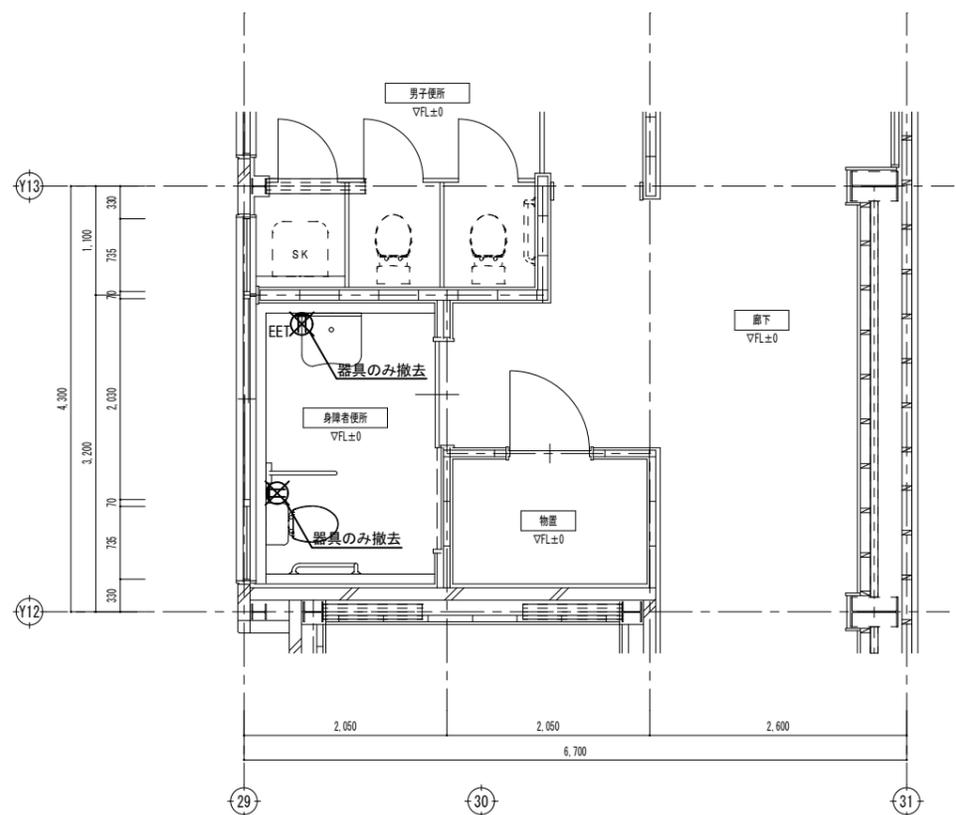
- ・図中に於いて撤去を示す機器は全て撤去とする。
- ・機器撤去に伴い不要となる配線、配管は原則として全て撤去とする。

×印は撤去器具を示す。
 左記印は既設再利用器具を示す。

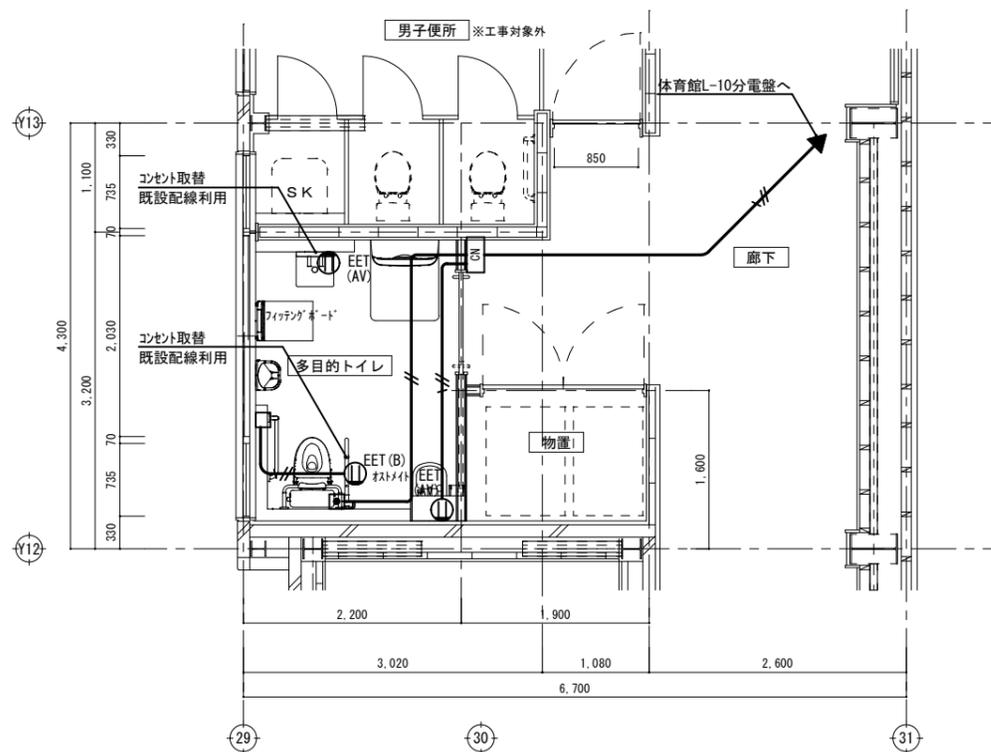
記号	凡 例
	熱線センサー自動スイッチ (参考:WTK2614K) 換気扇連動
	2-SL 切替スイッチ 2回路用 (参考:WTC5820W)

特記なき配管・配線は下記とする。
 — EM-EEF1.6-2c (PF16)
 — EM-EEF1.6-3c (PF16)
 二重天井内はケーブル工事とする。
 第1分岐までは2.0mmとする。

左記印は既設再利用器具を示す。



改修前 平面詳細図 1/50



改修後 平面詳細図 1/50

・図中に於いて撤去を示す機器は全て撤去とする。

✕ ×印は撤去器具を示す。

記号	凡 例	用 途
□	埋込型表示器	1窓
□	呼出ボタン	引きひも付き

記号	凡 例	用 途
EET (B)	埋込コンセント2P15A×1 E極・ET付	便座用
EET (AV)	埋込コンセント2P15A×1 E極・ET付	自動手洗器用

特記なき配管・配線は下記とする。
 EM-EEF2.0-3c (PF22)
 EM-AE1.2-2c (PF22)
 二重天井内はケーブル工事とする。
 露出部分は防火扉による保護とする。

機械設備工事 特記仕様書

A. 工事概要

1. 工事名称	可児市立帷子小学校トイレ大規模改造工事
2. 工事場所	可児市東帷子1047番地
3. 用途地域等	都市計画区域 <input type="radio"/> 都市計画区域内 (<input type="radio"/> 市街化区域 ・ 市街化調整区域 ・ その他) ・ 都市計画区域外 用途地域 ・ 第一種低層住居専用地域 ・ 第二種低層住居専用地域 ・ 第一種中高層住居専用地域 ・ 第二種中高層住居専用地域 <input type="radio"/> 第一種住居地域 ・ 第二種住居地域 ・ 準住居地域 ・ 近隣商業地域 ・ 商業地域 ・ 準工業地域 ・ 工業地域 ・ 工業専用地域 ・ 用途地域の指定のない区域 防火地域 ・ 防火地域 ・ 準防火地域 <input type="radio"/> 指定なし その他の指定 <input type="radio"/> 建築基準法第22条指定区域内 ・ 建築基準法第22条指定区域外 ・ 指定なし

4. 建物概要				
建物名称	構造及び階数	延面積	消防法施行令の適用	備考
本館棟	RC-2	2,111 m ²	7項	改修
北舎	RC-3	1,956 m ²	7項	改修
中舎	RC-3	1,500 m ²	7項	改修
南舎	RC-2	1,008 m ²	7項	改修
屋内運動場	S-1	1,102 m ²	7項	改修

5. 工事種目 (<input type="radio"/> 印が付いたものが対象)						
工事種目	建物別及び屋外					
	本館棟	北舎	中舎	南舎	屋内運動場	
・ 冷暖房設備						
<input type="radio"/> 換気設備	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
・ 排煙設備						
・ 自動制御設備						
<input type="radio"/> 衛生器具設備	<input type="radio"/>					
<input type="radio"/> 給水設備	<input type="radio"/>					
<input type="radio"/> 排水通気設備	<input type="radio"/>					
・ 給湯設備						
・ ガス設備						
<input type="radio"/> 消火設備		<input type="radio"/>				
・ 厨房設備						
・ 浄化槽設備						
・ 昇降機設備						

6. 設備概要 (<input type="radio"/> 印を付けたものは、本工事あるいは既設設備の概要を示すもので、仕様を規定するものではない。)	
方式及び種別	設備概要
・ 空調方式	・ ダクト方式 (・ 各階ユニット ・ 中央) ・ パッケージ方式 (・ マルチ ・ 個別)
・ 暖房方式	・ ファンコイルユニット・ダクト方式 ・ ガスエンジンヒートポンプ方式
・ 自動制御方式	・ 電気式 ・ 電子式 ・ デジタル式 ・ 中央監視制御
<input type="radio"/> 給水方式	・ 水道直結方式 <input type="radio"/> 高置タンク方式 ・ 圧力タンク方式 ・ ポンプ直送方式 ・ 増圧給水直結方式
<input type="radio"/> 排水方式	建物内汚水、雑排水 (<input type="radio"/> 合流式 <input type="radio"/> 分流式) ポンプ排水 ・ 有 (・ 汚物 ・ 雑排水 ・ 湧水) ・ 無 建物外放流先 汚水 (<input type="radio"/> 下水管直放流 ・) 雑排水 (<input type="radio"/> 下水管直放流 ・)
<input type="radio"/> 消火設備の種別	<input type="radio"/> 屋内消火栓設備(一部配管更新) ・ スプリンクラー設備 ・ 泡消火設備 ・ 連結散水設備 ・ 連結送水管 ・ 不活性ガス消火設備 (・)
・ ガスの種類	・ 都市ガス(種別): 発熱量 MJ/m ³ (N) 供給事業者名 () ・ 液化石油ガス (・ ポンペ ・ バルクタンク ・)

B. 工事仕様

1. 一般仕様

- 新設工事共通仕様書
 - 特記仕様、図面及び現場説明書(現場説明に対する質問回答書を含む)に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官庁官庁営繕部監修の公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(最新版)及び公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)(最新版)による。
 - 電気設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、電気設備工事及び建築工事はそれぞれの工事の仕様書を適用する。
- 改修工事共通仕様書
 - 特記仕様書、図面及び現場説明書(現場説明に対する質問回答書を含む)に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官庁官庁営繕部監修の公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)(最新版)及び公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)(最新版)による。
 - 電気設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、電気設備工事及び建築工事はそれぞれの工事の仕様書を適用する。
- 可児市共通仕様書

上記仕様書の他、可児市建築工事共通仕様書(最新版)による。
- 設計図書間に相違がある場合の優先順位は、次の(1)～(5)の順番ととする。
 - 質疑回答書(2)現場説明書(3)特記仕様(4)図面(5)標準仕様書及び標準図
- 提出書類等

本工事の施工に関して提出書類は、可児市建築工事における取扱い書類一覧に基づき作成し提出又は提示する。また、工事着工時に工事用製本(A3二つ折り)3部を提出する。
- 完成時の提出書類

工事完成時には可児市建築工事における取扱い書類一覧に基づき書類を整理し完成図書としてまとめ監督員に提出すること。完成図は施工図も含め完成製本(A2二つ折り、A3二つ折り)各2部を提出すること。また、CADデータ(JWW又はDXF)を提出すること。
- 工事書類の簡素化

提出・指示書類は可児市建築工事における取扱い書類一覧に基づき実施するものとする。また、工事工事打合簿(指示・協議・承諾は除く)、材料確認簿、段階確認簿、確認・立会願、夜間・休日作業届の書類を提出する場合は、所定様式に基づき、電子メールにて提出するものとし、書面には署名または押印する必要はないものとする。これらに定めのない事項については、監督員と協議する。

2. 特記事項

- この仕様書は下記の要領により適用する。
- 章は●印の付いたものを適用し、項目は○印内に数字のあるものを適用する。
 - 特記事項は○印だけを適用する。
 - 東海地震に係る地震防災対策強化地域内における工事については「大規模地震対策特別措置法」による注意情報が発せられた場合、受注者は人身の保護及び安全な避難に必要な補強、落下防止等の安全措置を講ずるとともに、工事中断などの措置をとること。又この事実が発生した場合は、契約書第26条(臨機の措置)によって処理されるものとする。

章	項目	特記事項
● 一般共通事項	① 法令その他	本工事は工事に関する法令・条例及び規定等に基づいて施工する。官公署の検査を必要とするものについては、工事完成時までに検査を受け検査済証等の交付を受ける。「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」により、CORINS(工事実施情報サービス)への登録を原則とする。
	② 工事実績情報の登録	
	③ 機材等	1) 本工事に使用する設備機材等は、設計図書に定める品質および性能を有する新品とする。ただし、仮設工事材料・その他特に指定したものは新品でなくともよい。また、これらの機器・機材は監督員の承諾を受け施工する。 2) 主要材料については、速やかに主要機材の製作所名等一覧表を提出し、監督員の確認を受ける。 3) 設計図書に記載してあるもの及び監督員の指示する材料、仕上げの程度、色合い等については、あらかじめ見本を提出して確認を受ける。
	④ 環境への配慮	使用資材については、ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・パラジクロロベンゼン・ステレン・エチルベンゼンの含まれる量等に充分注意し資材の選定を行うこと。上記が含まれる資材を使用する場合は監督員と協議し、指定濃度となるよう枯らし期間を充分取り施工を行うこと。 ・ 要 ・ 不要
	5. 室内汚染物質の測定	基準以下であることを指定検査センターにて検査確認し、工期内に引渡しを行うこと。又ホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物の濃度が基準以上だった場合は、直ちに原因を特定し汚染源の除去を行い再度検査確認をする。除去及び再検査に要した費用の全ては受注者の負担とする。
	6. 発生材の処理	1) 引き渡しを要するもの (・) 2) 特別管理産業廃棄物 (・) 3) 再生資源化を図るもの (・) 4) 石綿含有品 (・ 配管成形保温材 ・ フランジ用ガスケット (・ 配管 ・ ダクト ・ ボイラー本体)) 撤去する配管、ダクト等の保温は分離する。撤去部にアスベストを含む材料が使用されている場合は、適切に処理をする。配管、ダクト等の支持金物、吊りボルト等は本工事にて撤去する。 処理については「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「岐阜県廃棄物の適正処理に関する条例」「岐阜県建設廃棄物適正処理の三原則」の規定を遵守し適正に処理する。 混合物の処理については管理最終処分場に持ち込むものとする。
	⑦ 建設廃棄物	建設リサイクル法の実施に係る岐阜県指針に基づき、工事着手前に再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を、また、工事完了後に同計画書の実施報告書(COBRIS)を提出すること。
	⑧ 再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書	
	⑨ 残土処分	建設発生土(建設工事に伴い発生する土砂等)を搬出又は搬入する場合は「岐阜県埋立て等の規制に関する条例」(平成19年4月1日施行)を遵守すること。またその実施に際しては事前に計画書を作成し監督員へ提出、承認を得ること。 ・ 土壌検査 (・ 実施する ・ 実施しない ・ 実施済み) <input type="radio"/> 構内敷均し ・ 建築工事にて処分

● 一般共通事項	⑩ 足場その他	<ul style="list-style-type: none"> 別契約の関係受注者(包含工事の場合は元請)が設置したものは無償で使用できる。 <input type="radio"/> 本工事で設置する。(建築改修特記仕様書参照) 「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙1「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。改修標準仕様書第1編2.2.1より足場の種別は以下による。 <ul style="list-style-type: none"> 内部足場 (・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種 ・ 種) 外部足場 (・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種 ・ 種) 使用する機材について、自主検査記録(任意様式)を作成すること。ただし、主要な機材については監督員の検査を受ける。なお、監督員検査の結果、合格とされた機材と同じ種別の機材は、以後原則として抽出検査とする。 また、製造工場等における検査を行う機材については、監督員の指示による。 <input type="radio"/> 配管(建築配管作業) <input type="radio"/> 熱絶縁施工(保温保冷工作業) ・ 建築板金(ダクト板金作業) <ul style="list-style-type: none"> 冷凍空調調和機器施工(冷凍空調調和機器施工作業) ・ 空気圧縮装置組立て(空気圧縮装置組立て作業) 塗装 ・ さく井 (・ パーカッションさく井工作業 ・ ロータリー式さく井工作業) 鉄工 (・ 製缶作業 ・ 構造物鉄工作業) 中間検査 ・ 対象工事(対象部分:) ・ 対象外工事 工事施工途中における技術検査の対象箇所・実施回数等は監督員の指示による。 総合試運転を行う上で、関連工事を含めた各工事が工期のおおむね10日前までに支障のない状況まで完了していること。 工事施工中、火災保険又は、それに代わる請負賠償責任保険等に加入し、証書の写しを提出する。 <ol style="list-style-type: none"> 総合施工計画書(仮設含む) 工種別施工計画書 施工図等の著作権にかかるとして、発注者に移譲するものとする。 本仕様書・設計図に明記なき事項でも本工事完成の為機能上・構造上・外観上当然施工を要する事項は請負金額の増減なく完全に施工のこと。 本設計図書内明記の既設配管は、既設図面及び所轄支所担当課指示に基づき作成されている為、既設の状況と図面との間に差異が生じ、本設計書による事が困難な場合は、監督員と打合せの上、その指示に従い施工する。 国土交通省大臣官庁官庁営繕部監修「宮繕工事写真撮影要領(令和5年版)・同解説 工事写真の撮り方(建築設備編)」による他、監督員の指示により撮影し提出する。 現場説明書による。 <ul style="list-style-type: none"> 設けない ・ 設ける (・ 既設建物を使用 ・ 構内に新設) 本工事に必要な工事用電力・水等及び諸手続きなどに要する費用はすべて受注者の負担とする。 <ul style="list-style-type: none"> 要 ・ 不要 構内につくることが (<input type="radio"/> できる ・ できない) 。 <input type="radio"/> 本工事として下記の測定表を提出する。 <ul style="list-style-type: none"> 総合調整の項目 <ul style="list-style-type: none"> 風量調整 <input type="radio"/> 水量調整 ・ 室内外空気の温湿度測定 ・ 室内空気流じんあいの測定 騒音の測定 ・ 振動調整 <input type="radio"/> 初期運転状態の記録 <input type="radio"/> 飲料水の水質の測定(26項目) 耐震措置の計算及び施工方法は次によるほか、建築設備耐震設計・施工指針2014年版(独立行政法人建築研究所監修)による。 <ol style="list-style-type: none"> 機器の据付け及び取付け <ul style="list-style-type: none"> 設計用水平地震力は、機器の質量(自由表面を有する水槽その他の貯槽にあっては有効質量)に、地域係数[<input type="radio"/> 1.0 ・ 1.2]及び次に示す設計用標準水平震度を乗じたものとする。
	⑪ 機材(工事材料)の検査等	
	⑫ 技能士	
	⑬ 検査	
	⑭ 概成工期	
	⑮ 火災保険等	
	⑯ 施工計画書	
	⑰ 施工図等	
	⑱ 軽微な変更等	
	⑲ 工事写真	
20. 完成図書		
21. 監督員事務所		
22. 工事用水・電力等		
23. 電気保安技術者		
24. 工事用仮設物		
25. 総合調整		
26. 耐震措置		

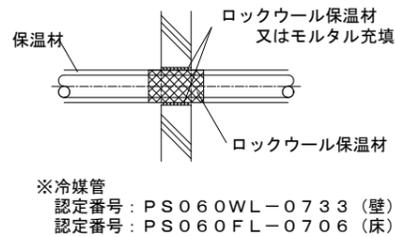
部 位	機器種別	特定の施設		○ 一般の施設	
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階 屋上・及び塔屋	機器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器 水槽類	2.0	2.0	2.0	1.5
中間階	機器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器 水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6
1階及び地下階	機器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振支持の機器 水槽類	1.0	1.0	1.0	0.6

上層階とは2～6階建の場合は最上階、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階とする。中間階とは地階、1階を除く各階で上層階に該当しないもの。
 重要機器は次のものを示す。
 ・ 給水機器(受水槽) ・ 排水機器 (・)
 ・ 換気機器 ・ 空調機器 ・ 熱源機器 ・ 防災設備
 ・ 監視制御設備 ・ 危険物貯蔵装置 ・ 火を使用する設備
 ・ 避難経路上に設置する機器
 2) 設計用鉛直地震力は、設計用水平地震力の1/2とした値とする。
 機器システム図及び重要な定期点検項目等を記載した案内板を設備機械室に設ける。
 1) 呼び径60SU以下のステンレス鋼管の継手は、下記による。
 メカニカル形管継手 (拡管式 プレス式)
 2) 建物導入部配管の変位吸収方法は標準図施工4・5(建築物導入部の変位吸収配管要領)による。
 ・ (a)フレキブルジョイントを使用 ・ (b)ボールジョイントを使用 (c)スリークッション
 3) 溶接部の非破壊検査 ・ 不要 ・ 要 ()
 4) 給排水管の土間、屋外埋設管は管廻り(100mm程度)を山砂にて保護する。

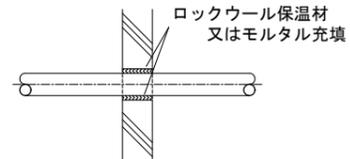
● 一般共通事項	③ 4. 保温工事	標準仕様書第2編3章1節によるほか次による。ただし各工事種目で別に指定されたものは除く。 ・ 多湿箇所 室名： ・ 共同溝内 ダクト： 配管： ・ 保温無し屋内露出の配管及びダクトは塗装を行う。（ただし、機械室内及び屋上は除く） ・ 既存のコンクリート床、壁等の配管貫通部の穴開けは、図面に特記のない場合はダイヤモンドカッターによる。穴開けを行う際は、電磁誘導等の機器で鉄筋探査を行う。事前に鉄筋探査を行い開口予定部分の鉄筋は監督員と協議すること。また、貫通部の補強については穴径が配筋どけり未滿かつ100mm以下の場合には不要とする。	● 換気設備	①. ダクト	○ 低圧ダクト ・ コーナーボルト工法（長辺の長さが1,500mm以下の部分） ・ アンゲルフランジ工法 ○ スパイラルダクト ・ フレキシブルダクト（ ・ 保温付 ・ 保温無 ） ・ 高圧1ダクト（範囲は図示による。） ・ ステンレスダクト及び塩化ビニルダクト（範囲及び仕様は図示による） ・ 厨房系統の排気ダクトは標準仕様書第3編2.2.2.2のダクトの板厚の項より一番厚いものを使用する。（範囲は図示による） 図示の位置に取り付ける。 空気調和設備の当該項目による。 ・ 厨房系統 ・ 浴室（シャワー室、脱衣室を含む）系統 ・ 空気調和設備の当該項目による。 次のダクトは保温を行う。 ・ 外気取入れ用ダクトの保温要（保温の厚さ25mm、範囲は図示による） ○ 排気用ダクトの保温要（保温の厚さ25mm、範囲は図示による） ※外壁より1m ・ 多湿箇所のダクトの保温要（保温の厚さ50mm、範囲は図示による） ・ 厨房及び湯沸室の排気ダクトの保温要（保温の厚さ50mm（RW）、範囲は図示による）	● 消火設備	①. 配管材料	(1) 屋内消火栓 一般 ・ ステンレス鋼管（SUS304） ○ 配管用炭素鋼鋼管（白） 地中 ・ ステンレス鋼管（SUS316） ・ 耐震用ポリエチレン管（消防認定品）（屋外埋設部分） (2) 連結送水管 一般 ・ 圧力配管用炭素鋼鋼管（白）（Sch40） 地中 ・ 圧力配管用炭素鋼鋼管（白）（Sch40）（外面被覆） (3) 連結散水用 ・ 箱内に別途機器（発信機及び電鈴）取付用の板を設ける。 ・ 10K ・ 外面被覆鋼管の呼び径100以下はねじ接合とする。 屋外露出部分 ・ 有（標準仕様書第2編3.1.5の給水管の項による。） ・ 無
	35. 塗装			2. 風量測定口 3. ダンパー 4. シールする排気	○ 配管材料		2. 屋内消火栓種別	
	③ 9. はつり			5. チャンバー ⑥. 保温	3. 屋内消火栓開閉弁 4. 地中埋設配管の接合 5. 保温			
37. 天井仕上区分	() 書きの室名は直天井を示し、その他は二重天井を示す。							
③ 9. 他工事又は他工種との取合い	図面に特記なき場合は、「工事区分表」による。							
39. 電線類	電線及びEMケーブルの規格は標準仕様書第4編1.5.1表4.1.11による。電線類は、EMケーブルを使用する。（機器、盤類を除いてもよい） 屋外設置のマンホール類には用途名を入れる。 屋外で使用する鋼材等は、(・ 溶融亜鉛めっき仕上げ ○ ステンレス鋼材) とする。							
④. その他								
● 改修関係事項	①. 既設との取合い	1) 本工事施工に伴う既設設備の軽微な加工改造は、本工事とする。 2) 撤去及び取壊し工事は、既設設備の概要を充分に調査・把握・検討した後着工する。 事前調査 ○ 本工事 ・ 別途 調査項目 ○ 既存資料調査 調査範囲・方法 ・ 図示 ○ 工事範囲	● 衛生器具設備	①. 大便器 ②. 小便器 3. 水栓	洋風便器の洗浄弁の洗浄水量は8.5L/回以下とする。ただし、タンク式の洗浄水量は6.5L/回以下とする。 洗浄水量は4L/回以下とし、使用状況により洗浄水量が制御できるものとする。 ・ カウンター取付け形 ・ 耐寒水栓（吊コマ） ・ 湯沸室流し用の水栓は泡沫式とする。 排水口は(○ 目皿 ・ 鎖付きゴム栓) とする。 和風大便器の防火区画貫通処理は標準図による。	● 給水設備	①. 配管材料	1) 一般配管 ・ ステンレス鋼管（SUS304） ○ 耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管 ※地中配管 ○ 塩化ビニリング鋼管 (○ VB ・) ・ ポリ粉体鋼管 (・ PB) 上記の選択で、ポリ粉体鋼管又は塩化ビニリング鋼管を使用する場合、厨房、浴室等のシンダー内配管はPD又はVDとする。 2) 地中埋設配管 ・ ステンレス鋼管（SUS316）(・ 建物内 ・ 屋外部分) ○ 耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管 3) 水道直結配管 引込みは水道事業者の指定による。量水器以降は、1)及び2)による。 ・ 要 (・ 本工事 ・ 別途工事) ・ 不要 親メーター (・ 貸与品 ・) 親メーターの形式 (・ 直読 ・ パルス) 子メーター (・ 買取り ・) 子メーターの形式 (・ 直読 ・ パルス) ・ 水道事業者指定品 (・ 貸与品 ・ 買取り) ・ 標準図MC形 (子メーター用) ・ 合成樹脂製 ・ ステンレス製 ・ 人造石とぎ出し製 ・ アルミニウム合金製 ○ 埋設深さは原則として、車両通行部分では管の上端より (○ 600mm ・ mm) 以上 その他の部分では管の上端より (○ 300mm ・ 600mm) 以上 屋外配管の凍結深度は 600mm
	②. 施工調査	事前調査 ○ 本工事 ・ 別途 調査項目 ○ 既存資料調査 調査範囲・方法 ・ 図示 ○ 工事範囲		④. 掃除流し 5. 和風大便器 耐火カバー	2. 引き込み納付金 3. 量水器		2) 地中埋設配管 ・ ステンレス鋼管（SUS316）(・ 建物内 ・ 屋外部分) ○ 耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管	
	3. 仮設間仕切	仮設間仕切は、改修標準仕様書第1編2.2.3による。種別 (・ A種 ・ B種 ・ C種) 既存部分の養生は、改修標準仕様書第1編3章による。 改修標準仕様書第3編2.2.8「既設ダクトの再利用」による。 改修標準仕様書第3編2.2.9「ダクト清掃」を ・ 行う ・ 行わない 放射線透過検査等による埋設物の調査は (・ 要 ・ 不要) とする。 範囲は監督職員の指示による。なお、検査費は別途とする。 1) 各種配管の試験は、新設配管に適用する。 2) 新設配管は、既設配管との接続前に試験を行う。 改修標準仕様書第2編5.1.3「インサート及びアンカー」による。 下記の試験を行う場合には、範囲は監督員と協議による。 ・ アンカー引抜試験 (・ 性能確認試験 ・ 施工後確認試験)		①. 配管材料	1) 屋内 汚水管 ・ 排水用塩化ビニリング鋼管 ・ ○ 硬質ポリ塩化ビニル管 (○ VP ・ VU) ※土中,ピット内 ○ 耐火二層管 (○ VP ・ VU) 経排水管・通気管 ・ 配管用炭素鋼鋼管（白） ・ ○ 硬質ポリ塩化ビニル管 (○ VP ・ VU) ※土中,ピット内 ○ 耐火二層管 (○ VP ・ VU) ポンプアップ排水管 ・ 排水用塩化ビニリング鋼管 ・ 配管用炭素鋼鋼管（白） ・ 硬質ポリ塩化ビニル管 (・ VP ・ VU) 衛生器具廻り ○ ビニル管 ・ 鉛管		4. 量水器樹 5. 水栓柱 ⑥. 管の地中埋設深さ	2) 屋外 第1樹以降及び樹間 ○ 硬質ポリ塩化ビニル管 (○ VP ・ VU) ・
4. 養生	撤去する配管（断熱材被覆鋼管を含む）、ダクト等の保温は分離する。 撤去する配管、ダクト等の支持金物、吊りボルト等は本工事にて撤去する。 石綿含有分析調査 ・ 本工事 ○ 別途工事 石綿撤去方法 ・ 本工事 (・ 図示による) ・ 別途工事 業務用冷凍空調機器の撤去に伴う冷媒の回収方法は、改修標準仕様書第3編2.4.3により、次の書類の写しを監督員に提出する。 ・ 冷媒充填・回収証明書 ・ 特定家庭用機器廃棄物管理票（家電リサイクル券） 撤去する前にフロンを屋外側ユニットに集める作業（ポンプダウン）を行う。 パッケージ形空調機と機種の移設等により、冷媒の回収・再充填が必要となる場合においては、上記に準じて冷媒の大気中への放出を防止する措置を講じること。	②. 洗面器等の排水管	1) 洗面器及び手洗器に直結する排水管は器具トラップより1サイズアップとする。 2) 給湯室台所流し等の床上部分の配管は、ビニル管でもよい。 ・ 要 (・ 本工事 ・ 別途工事) ・ 不要 図示の位置に取り付ける。	5. 水栓柱 ⑥. 管の地中埋設深さ				
⑤. 既設ダクトの再利用	改修標準仕様書第3編2.2.8「既設ダクトの再利用」による。 改修標準仕様書第3編2.2.9「ダクト清掃」を ・ 行う ・ 行わない 放射線透過検査等による埋設物の調査は (・ 要 ・ 不要) とする。 範囲は監督職員の指示による。なお、検査費は別途とする。 1) 各種配管の試験は、新設配管に適用する。 2) 新設配管は、既設配管との接続前に試験を行う。 改修標準仕様書第2編5.1.3「インサート及びアンカー」による。 下記の試験を行う場合には、範囲は監督員と協議による。 ・ アンカー引抜試験 (・ 性能確認試験 ・ 施工後確認試験)	3. 量水器		⑦. 試験				
⑥. 非破壊検査	放射線透過検査等による埋設物の調査は (・ 要 ・ 不要) とする。 範囲は監督職員の指示による。なお、検査費は別途とする。 1) 各種配管の試験は、新設配管に適用する。 2) 新設配管は、既設配管との接続前に試験を行う。 改修標準仕様書第2編5.1.3「インサート及びアンカー」による。 下記の試験を行う場合には、範囲は監督員と協議による。 ・ アンカー引抜試験 (・ 性能確認試験 ・ 施工後確認試験)	4. 量水器樹 5. 水栓柱 ⑥. 管の地中埋設深さ		⑧. あと施工アンカー				
⑦. 試験	1) 各種配管の試験は、新設配管に適用する。 2) 新設配管は、既設配管との接続前に試験を行う。 改修標準仕様書第2編5.1.3「インサート及びアンカー」による。 下記の試験を行う場合には、範囲は監督員と協議による。 ・ アンカー引抜試験 (・ 性能確認試験 ・ 施工後確認試験)	⑥. 管の地中埋設深さ		⑨. 撤去工事				
⑧. あと施工アンカー	下記の試験を行う場合には、範囲は監督員と協議による。 ・ アンカー引抜試験 (・ 性能確認試験 ・ 施工後確認試験)	7. 凍結深度		⑩. 冷媒(フロン類)の回収				
⑨. 撤去工事	撤去する配管（断熱材被覆鋼管を含む）、ダクト等の保温は分離する。 撤去する配管、ダクト等の支持金物、吊りボルト等は本工事にて撤去する。 石綿含有分析調査 ・ 本工事 ○ 別途工事 石綿撤去方法 ・ 本工事 (・ 図示による) ・ 別途工事 業務用冷凍空調機器の撤去に伴う冷媒の回収方法は、改修標準仕様書第3編2.4.3により、次の書類の写しを監督員に提出する。 ・ 冷媒充填・回収証明書 ・ 特定家庭用機器廃棄物管理票（家電リサイクル券） 撤去する前にフロンを屋外側ユニットに集める作業（ポンプダウン）を行う。 パッケージ形空調機と機種の移設等により、冷媒の回収・再充填が必要となる場合においては、上記に準じて冷媒の大気中への放出を防止する措置を講じること。							
⑩. 冷媒(フロン類)の回収	業務用冷凍空調機器の撤去に伴う冷媒の回収方法は、改修標準仕様書第3編2.4.3により、次の書類の写しを監督員に提出する。 ・ 冷媒充填・回収証明書 ・ 特定家庭用機器廃棄物管理票（家電リサイクル券） 撤去する前にフロンを屋外側ユニットに集める作業（ポンプダウン）を行う。 パッケージ形空調機と機種の移設等により、冷媒の回収・再充填が必要となる場合においては、上記に準じて冷媒の大気中への放出を防止する措置を講じること。							

C. 工事区分表		機械設備	建築	電気設備	
開	目				
開口部	鉄骨部材のはり貫通部	穴開け(補強を含む)	-	-	
	鉄骨鉄筋コンクリート部材のはり貫通部	補強	-	-	
		スリーブ	-	-	
	RC部材のはりの貫通部	補強	-	-	
		スリーブ	-	-	
	RC部材の床・壁の貫通部	補強	-	-	
		スリーブ	-	-	
		型枠(補強の有るもの)	-	-	
		型枠	-	-	
		床デッキプレートの貫通部	補強	-	-
基礎等		切り込み	-	-	
		開口部の穴埋め補修	-	-	
		天井・軽鉄間仕切りの開口	ボードの切込み及び補強共	-	-
		屋上設置の設備機器の基礎	-	-	
		大形設備機器の基礎	-	-	
		防水層に影響する基礎	-	-	
		上記以外の機器の基礎	-	-	
		架台、アンカーボルト	○	-	
		外部取付ガラリ	ダクトチャンバーの接続用フランジを含む	-	-
		換気扇の取付枠	-	-	
	厨房床貫通部止水処理	-	-		
	湯沸室等流し台	排水トラップ共	○	-	
	湯沸室等の排気フード	ステンレス製天蓋	-	-	
	床、天井点検口	-	○	-	
	防油堤	建物内、油サービスタンクの防油堤	-	-	
電気配管配線		機器付属の制御盤以降の二次側配管配線(接地共)	-	-	
		機器付属の制御盤への電源供給配管配線	-	○	
		自動制御盤と動力盤との電源供給の渡り配管配線	-	-	
		自動制御盤と動力盤との操作回路の渡り配管配線	-	-	
		機器と付属操作スイッチとの渡り配管配線(接地共)	○	-	
		煙感知器から運動制御盤を経て防煙ダンパーに至る配管配線	-	-	
改修工事		小便器用節水装置の制御盤以降の二次側の配管配線	-	-	
		コンクリート壁、床など	はつり	○	
			荒補修	○	
			仕上げ補修	-	
		天井、壁などのボード類	撤去(ボード類のみ)	-	
		撤去(下地開口補強を含む)	-		
		復旧	-		

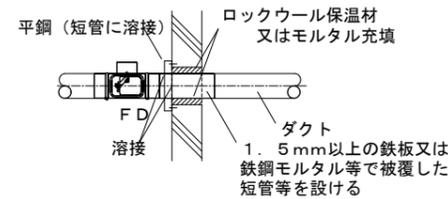
防火区画貫通部 施工要領図



保温が必要な配管



保温が不要な配管



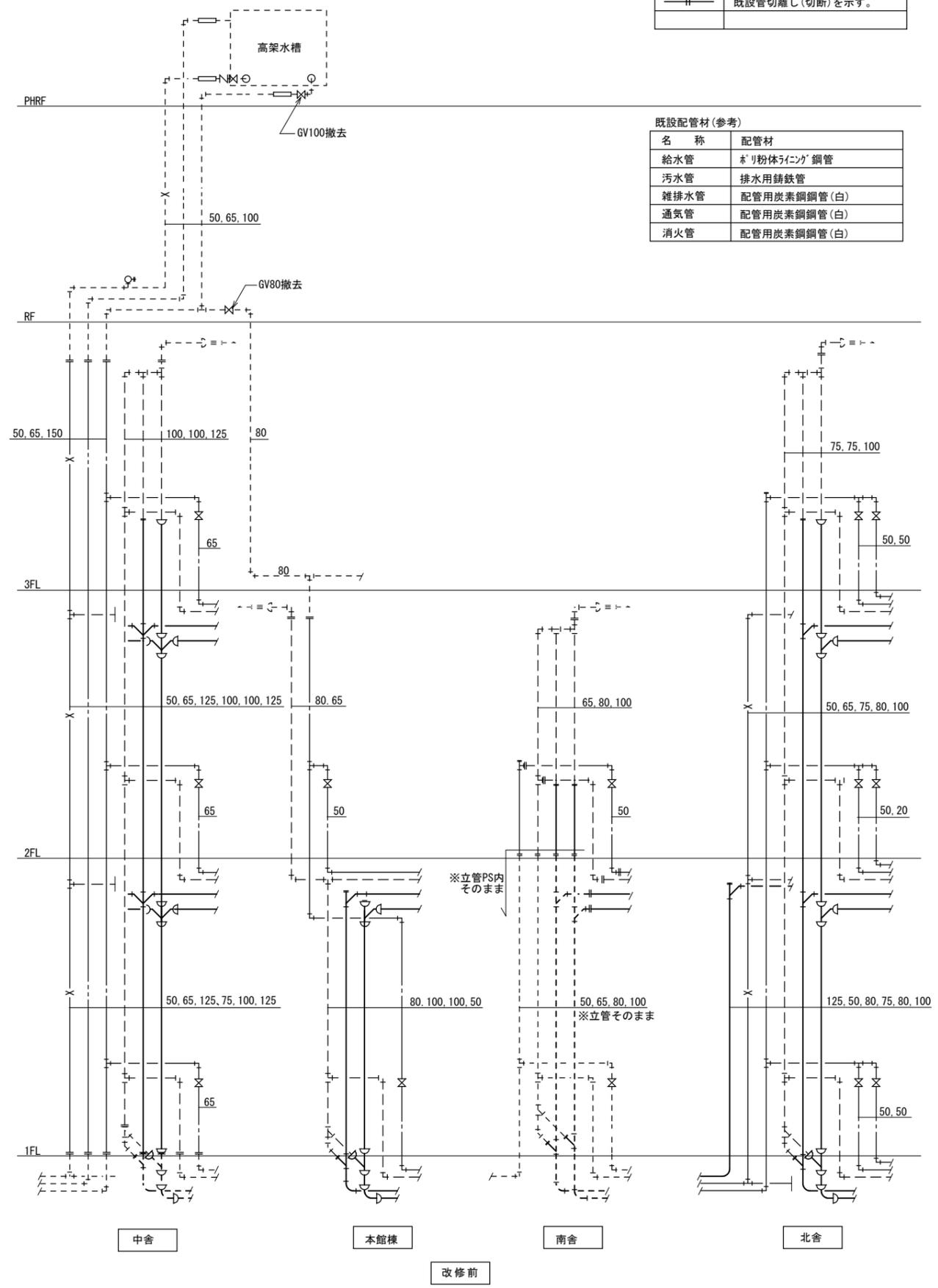
ダクト

凡例(改修前)

——	既設管撤去を示す。
----	既設管を示す。
—+—	既設管切離し(切断)を示す。

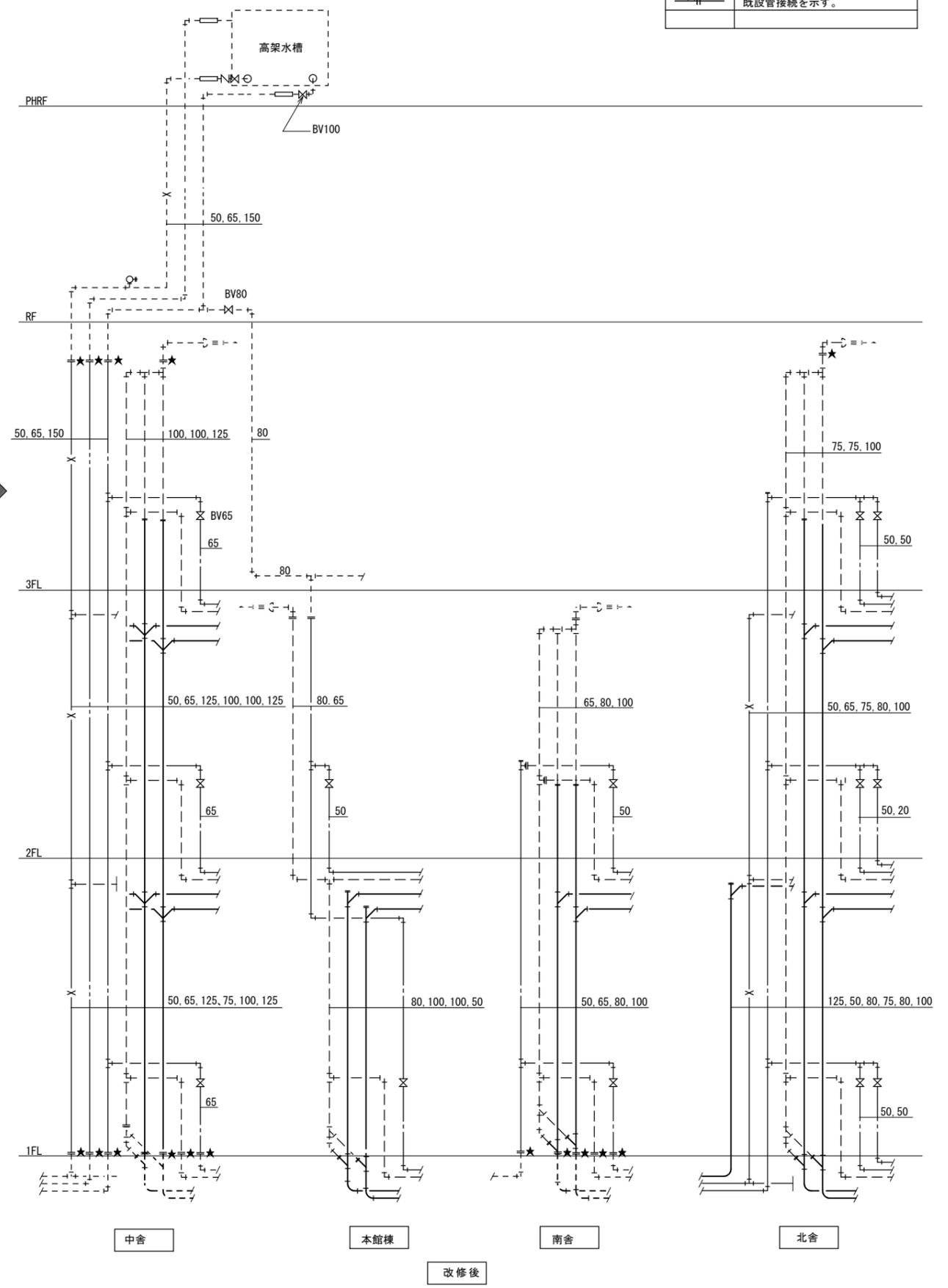
既設配管材(参考)

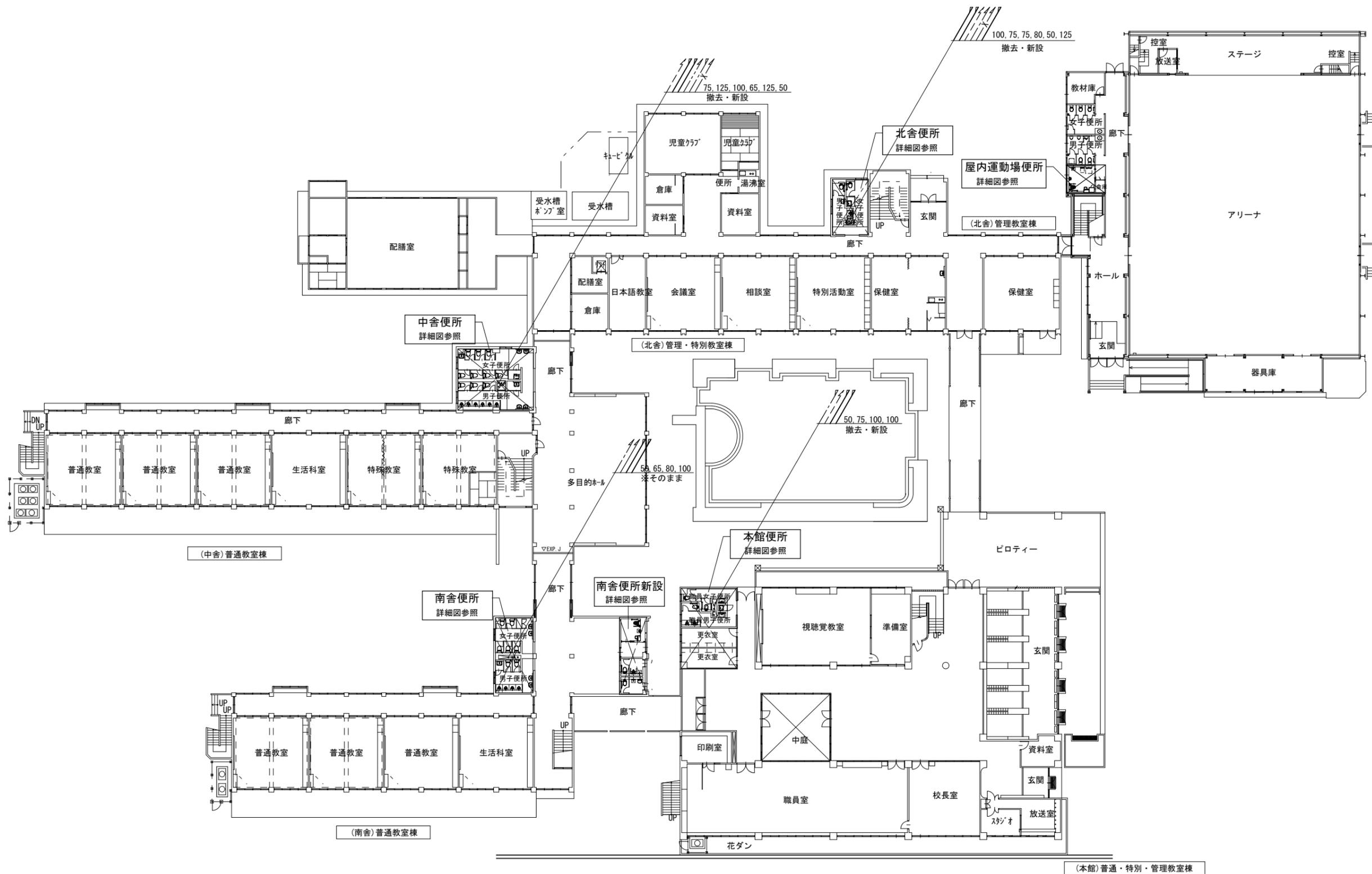
名称	配管材
給水管	ポリ粉体ライニング鋼管
污水管	排水用鋳鉄管
雑排水管	配管用炭素鋼管(白)
通気管	配管用炭素鋼管(白)
消火管	配管用炭素鋼管(白)

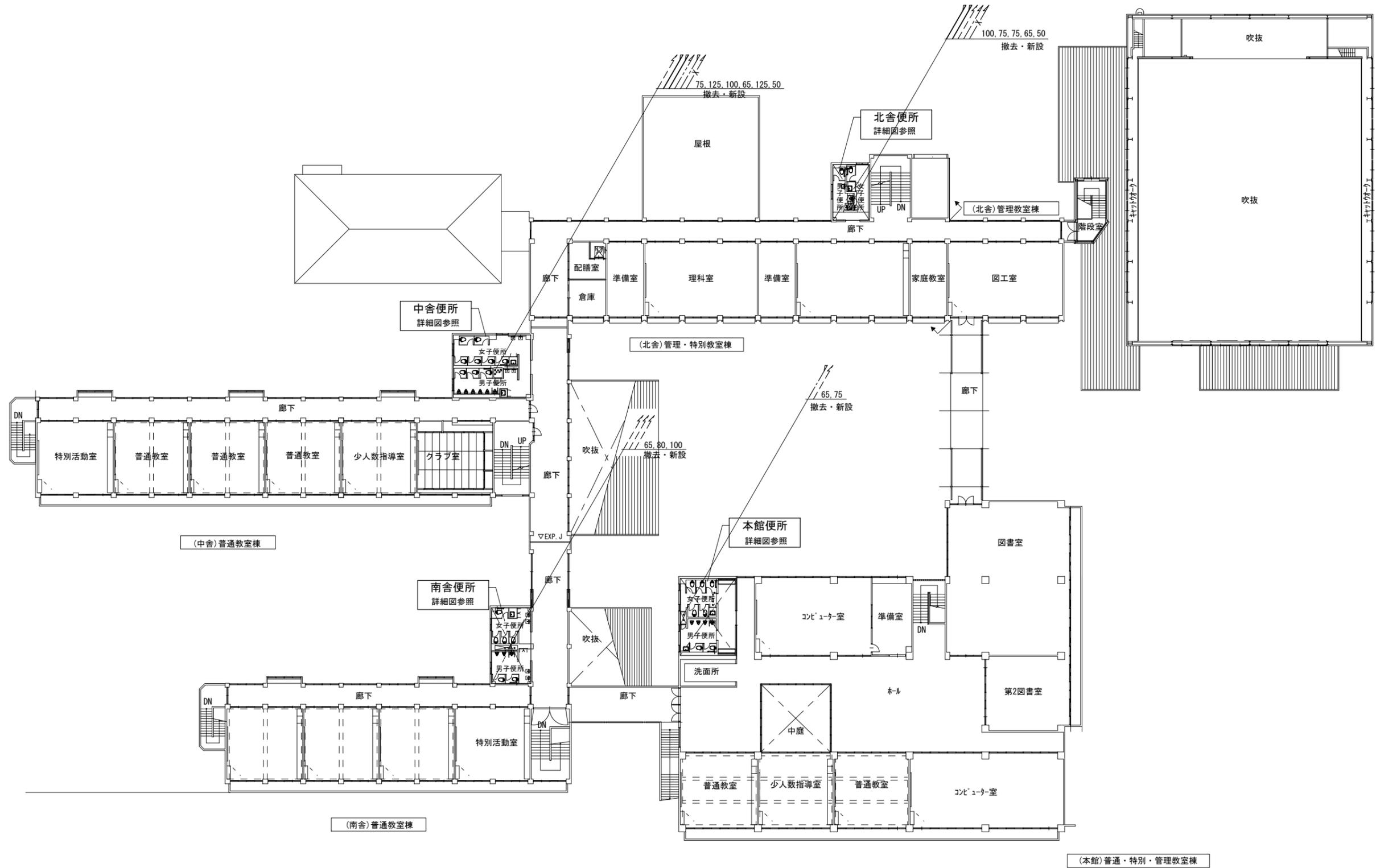


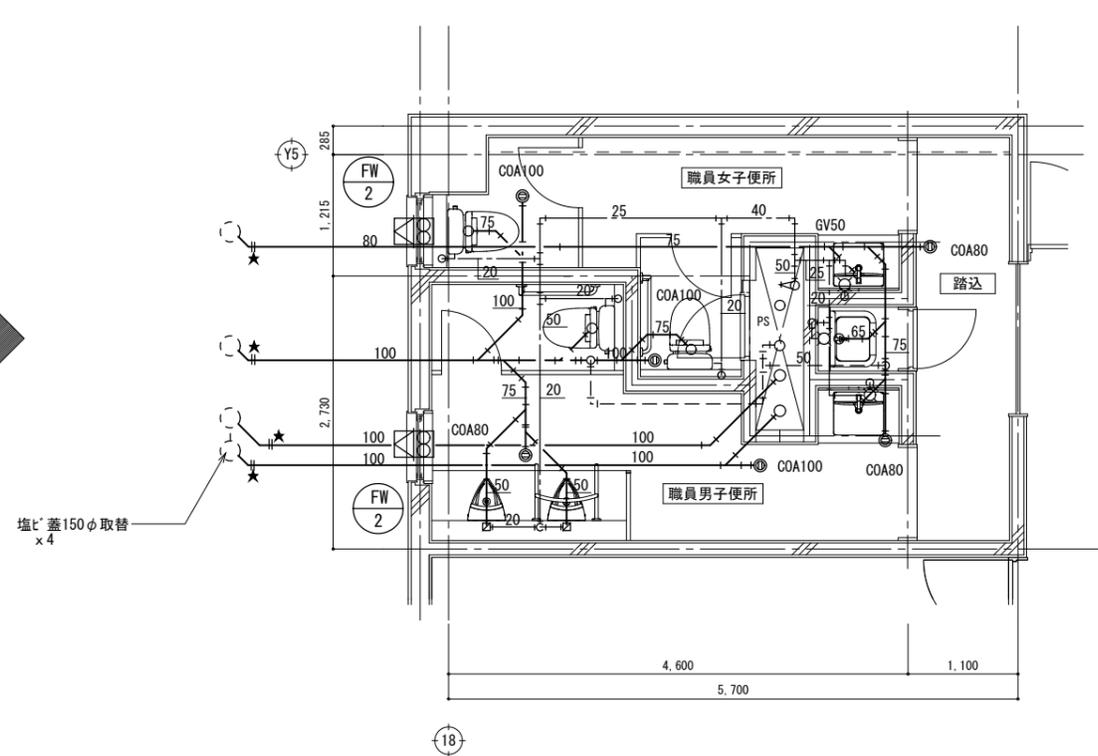
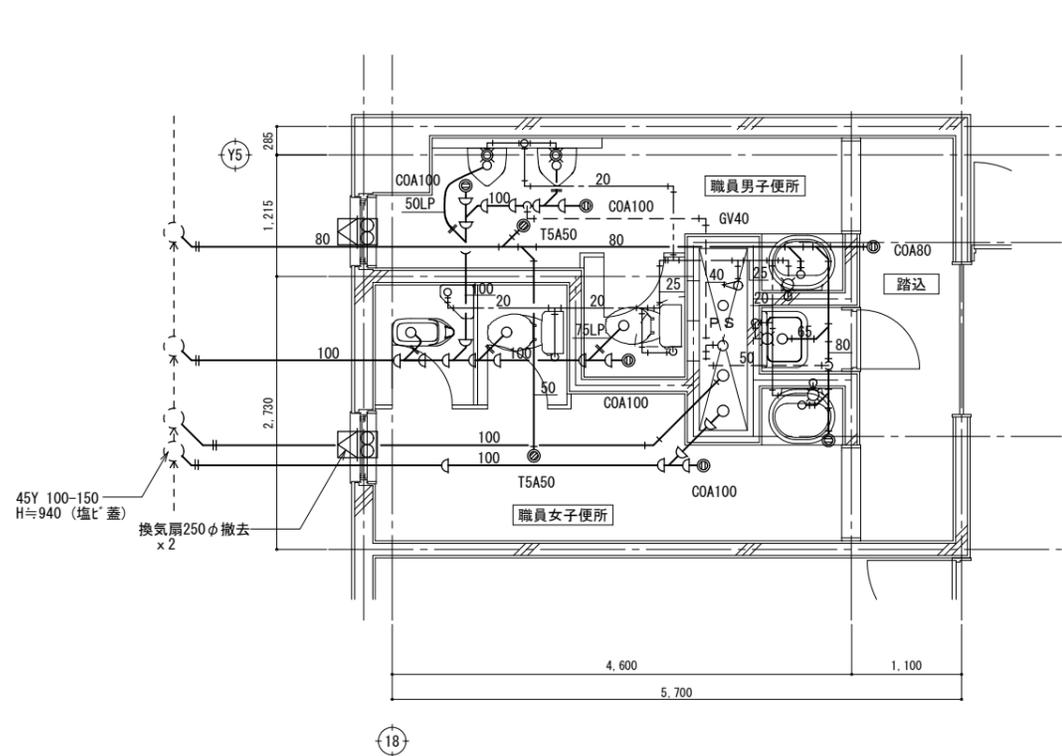
凡例(改修後)

——	新設管を示す。
----	既設管を示す。
—+—	既設管接続を示す。









撤去器具表

名称	品番	男子	女子
和風大便器	C750V S570B		1
洋風大便器	ロ-タンク	1	1
小便器	U37 T60P	2	
はめ込洗面器	L525	1	1
化粧鏡	TS119ASS	1	1
掃除用流し	SK322 T23B20 T37SN	1	

改修前 平面詳細図 1/50

凡例 (改修前)

——	既設管撤去を示す。
----	既設管を示す。
—#—	既設管切離し(切断)を示す。

1. 給排水・通気管を撤去する。(処分共)
2. 土間コンクリートはつり復旧は建築工事とする。

新設器具表

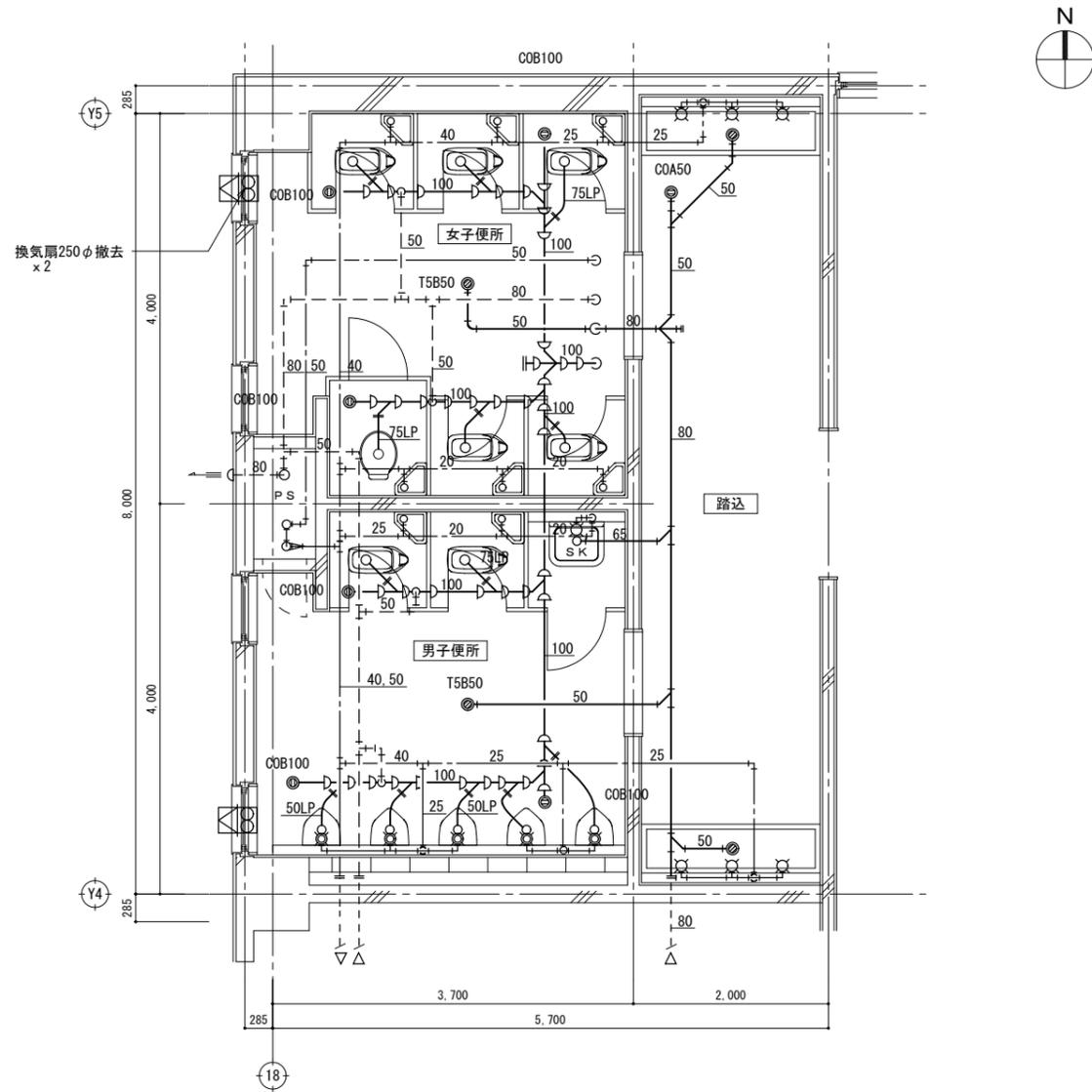
器具名	記号	男子	女子
大便器3	C-3 温水洗浄便座	1	2
手すり	TR-1 L形	1	1
小便器	U-1	2	
手すり	TR-3 小便器用	1	
洗面器	L-2 カンター一体形	1	1
化粧鏡	M-1	1	1
化粧棚	T-1	1	1
掃除用流し	SK-1	1	

改修後 平面詳細図 1/50

凡例 (改修後)

——	新設管を示す。
----	既設管を示す。
—#—	既設管接続を示す。

1. 給排水管の廻りは山砂にて保護する。
2. 排水管の合流は原則として45° Yとする。



撤去器具表

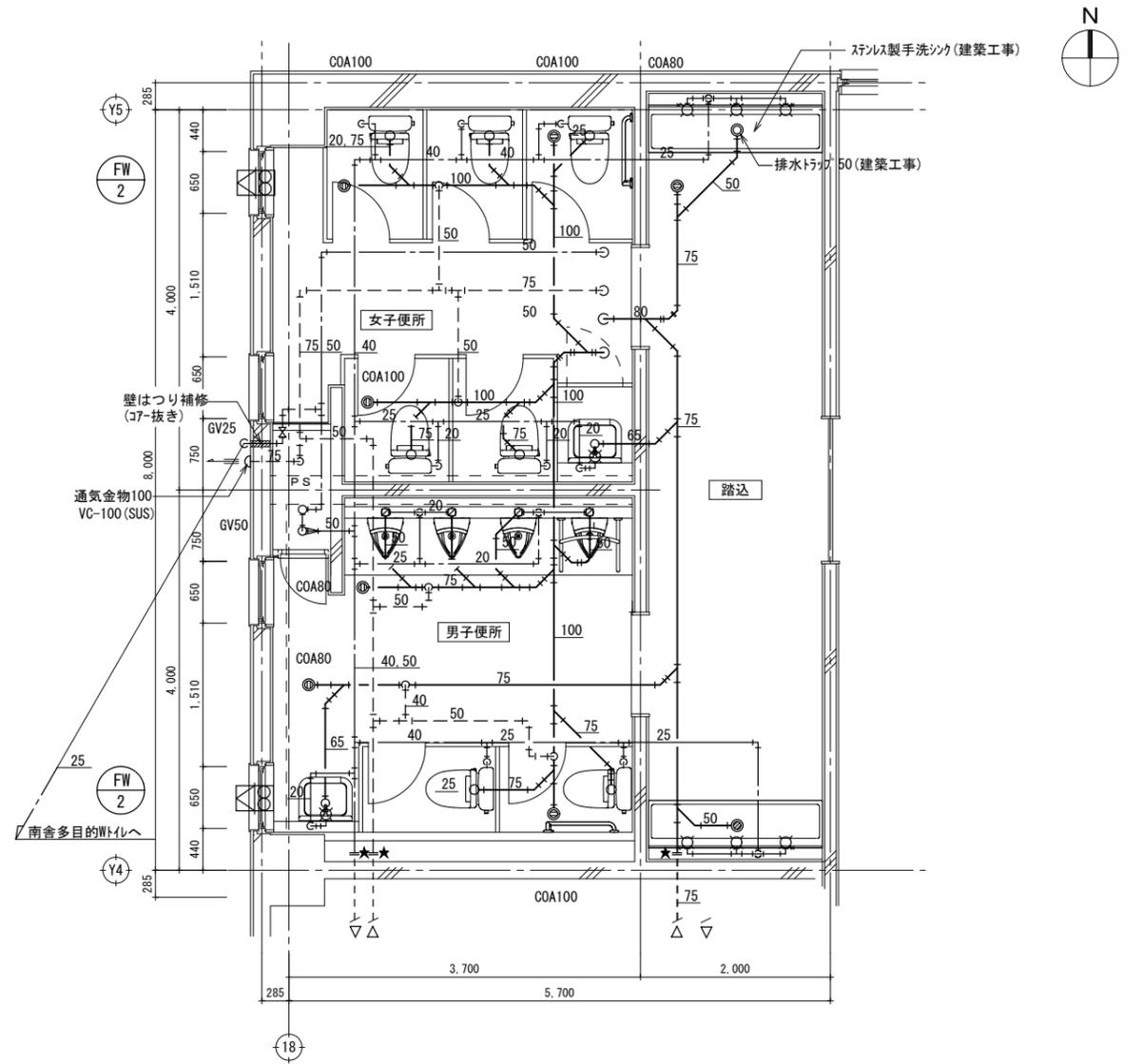
名称	品番	男子	女子
和風大便器	C750VF S570B	2	5
洋風便器	C14 S570B		1
小便器	U308 T60P	5	
掃除用流し	SK322 T23B20 T37SN	1	
化粧鏡	TS119AS3	3	2
横水栓	15T123B	3	3

改修前 平面詳細図 1/50

凡例 (改修前)

——	既設管撤去を示す。
----	既設管を示す。
—H—	既設管切離し(切断)を示す。

1. 給排水・通気管を撤去する。(処分共)
2. 排水金具撤去あとの床穴埋め本工事とする。



新設器具表

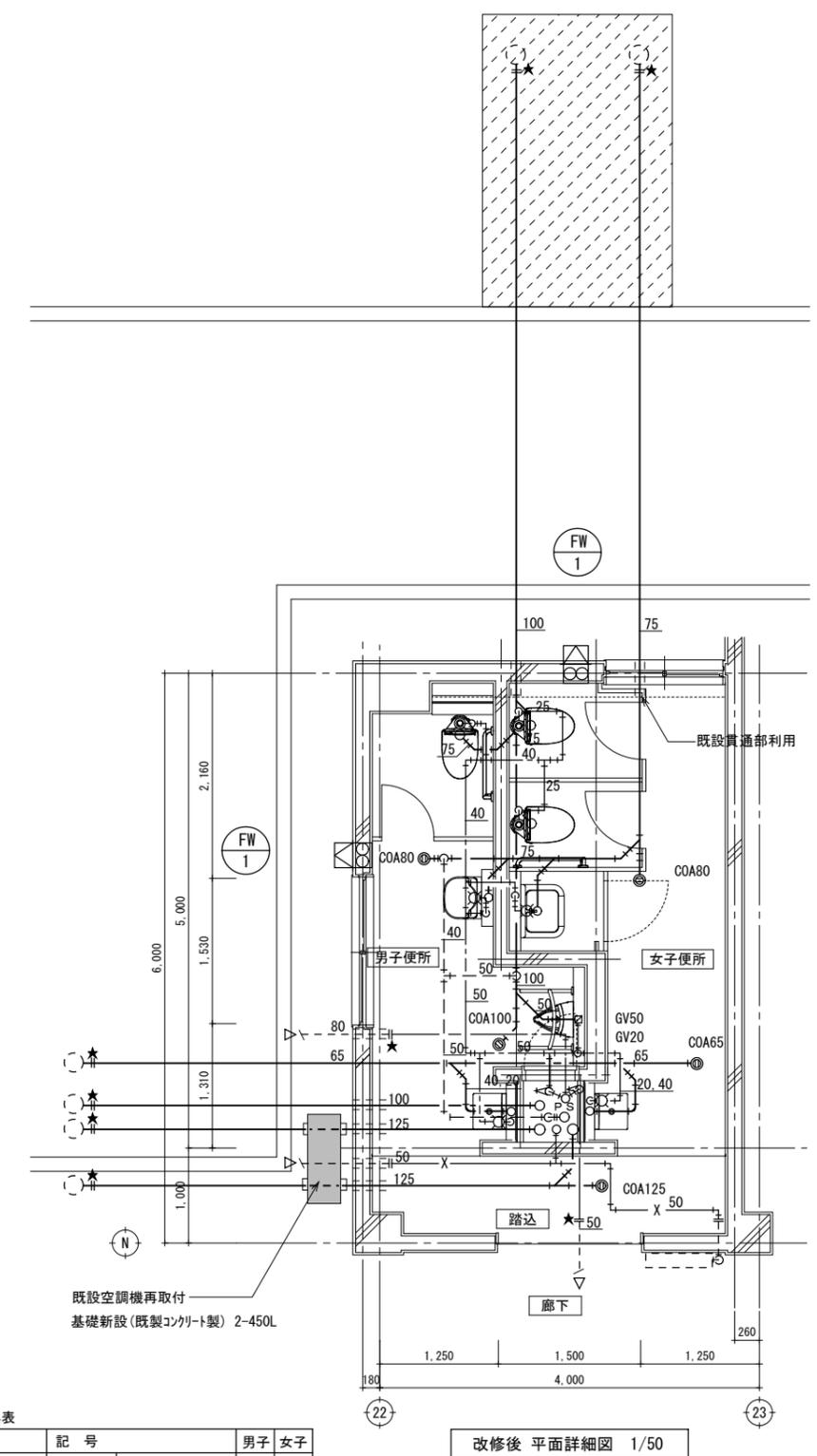
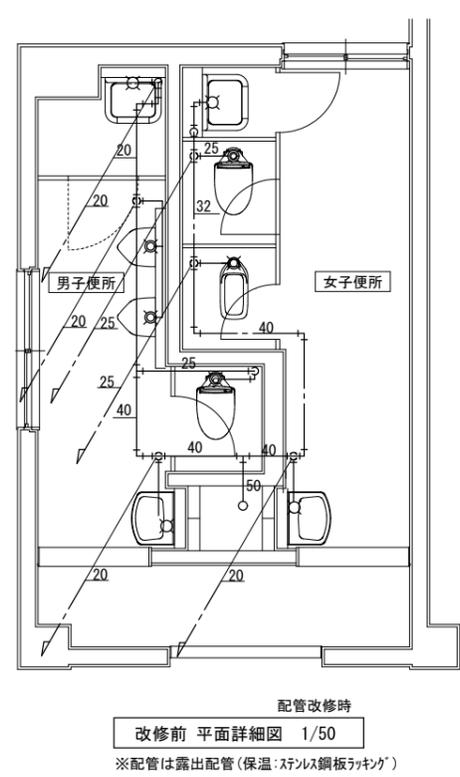
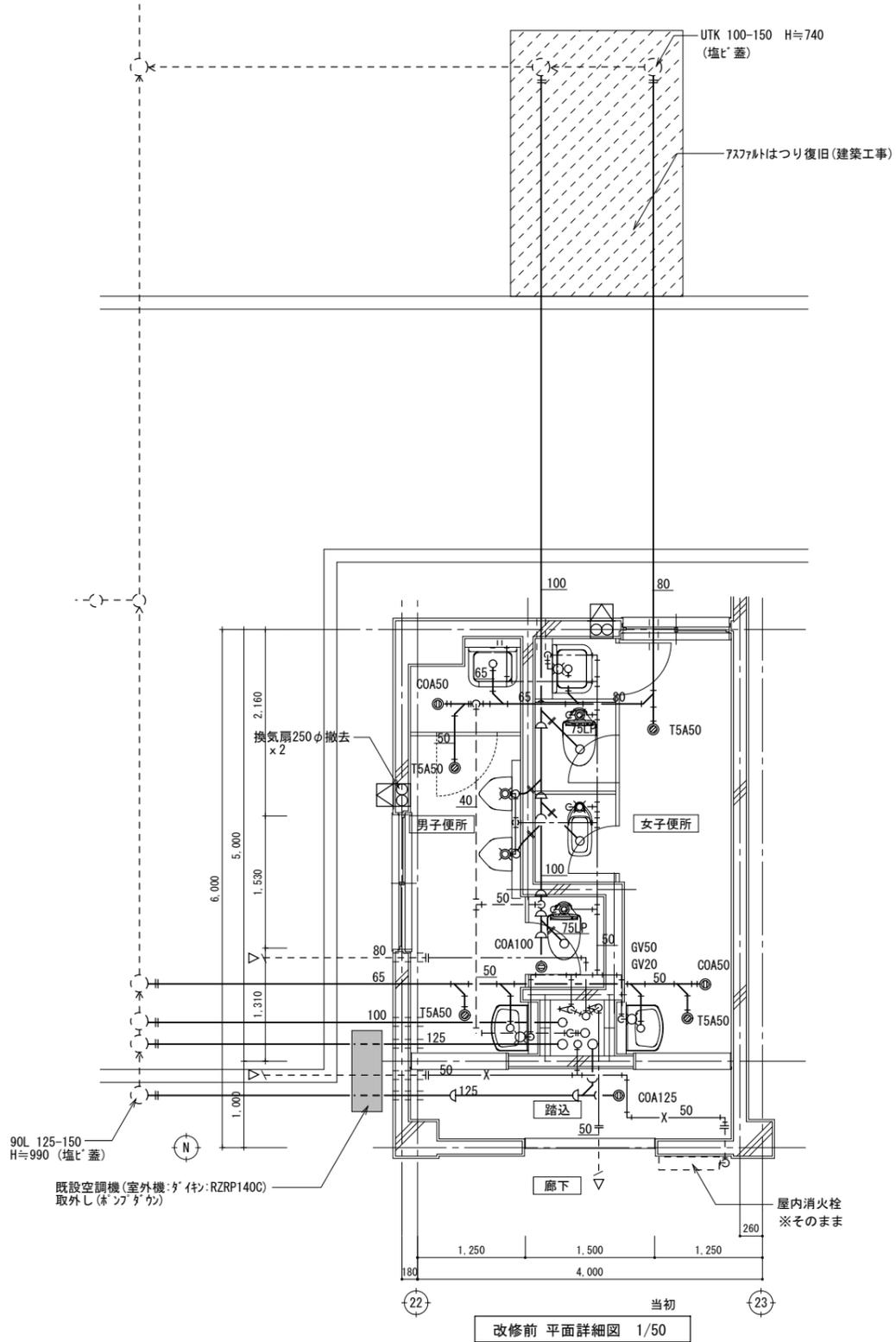
器具名	記号	男子	女子
大便器2	C-2	2	5
手すり	TR-1 L形	1	1
小便器	U-1	4	
手すり	TR-3 小便器用	1	
掃除用流し	SK-1	1	1
自動水栓	壁付単水栓	3	3

改修後 平面詳細図 1/50

凡例 (改修後)

——	新設管を示す。
----	既設管を示す。
—H—	既設管接続を示す。

1. 給排水管の床貫通部の穴開きは7-抜きとする。
2. 排水管の合流は原則として45° Yとする。



撤去器具表

名称	品番	男子	女子
和風大便器	C750VF		1
洋風便器	FV	1	1
小便器	U308 T60P	2	
掃除用流し	SK322 T23B20 T37SN	1	1
洗面器		1	1
化粧鏡	TS119AS3	1	1

凡例(改修前)

---	既設管撤去を示す。
----	既設管を示す。
---#---	既設管切離し(切断)を示す。

1. 給排水・通気管を撤去する。(処分共)
2. 土間コンクリートはつり復旧は建築工事とする。

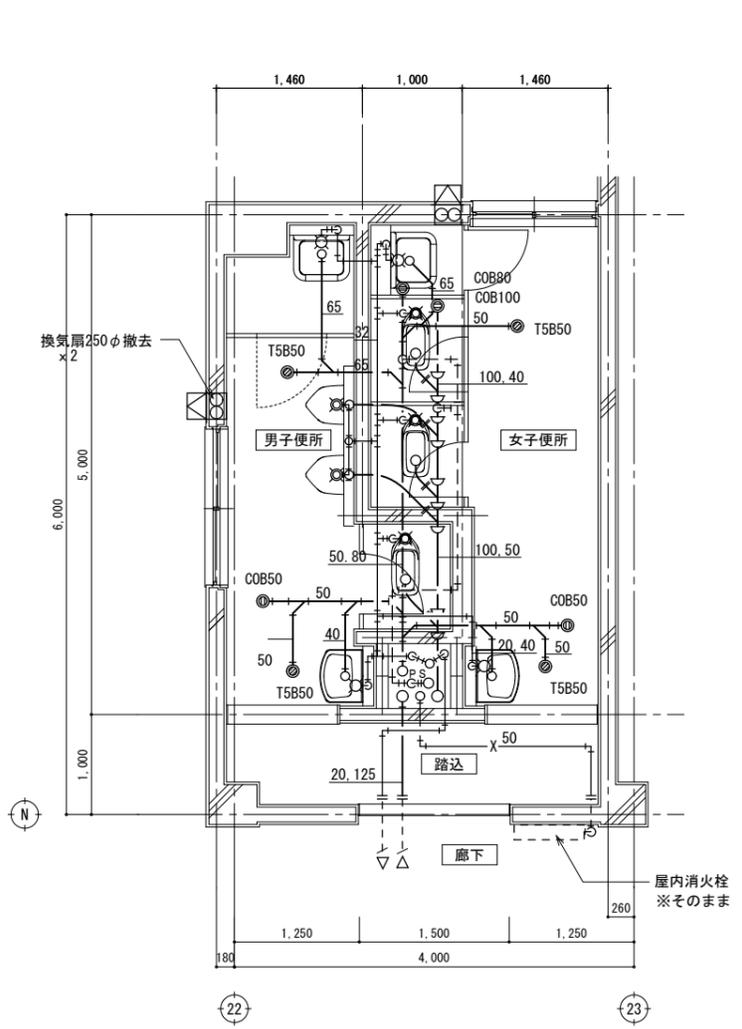
新設器具表

器具名	記号	男子	女子
大便器1	C-1	1	2
手すり	TR-1 L形	1	1
小便器	U-1	1	
手すり	TR-3 小便器用	1	
洗面器	L-1	1	1
化粧鏡	M-1	1	1
化粧棚	T-1	1	2
掃除用流し	SK-1		1
多目的流し	SK-2	1	

凡例(改修後)

---	新設管を示す。
----	既設管を示す。
---#---	既設管接続を示す。

1. 給排水管の床貫通部の穴開けは37-抜きとする。
2. 排水管の合流は原則として45° Yとする。



改修前 平面詳細図 1/50

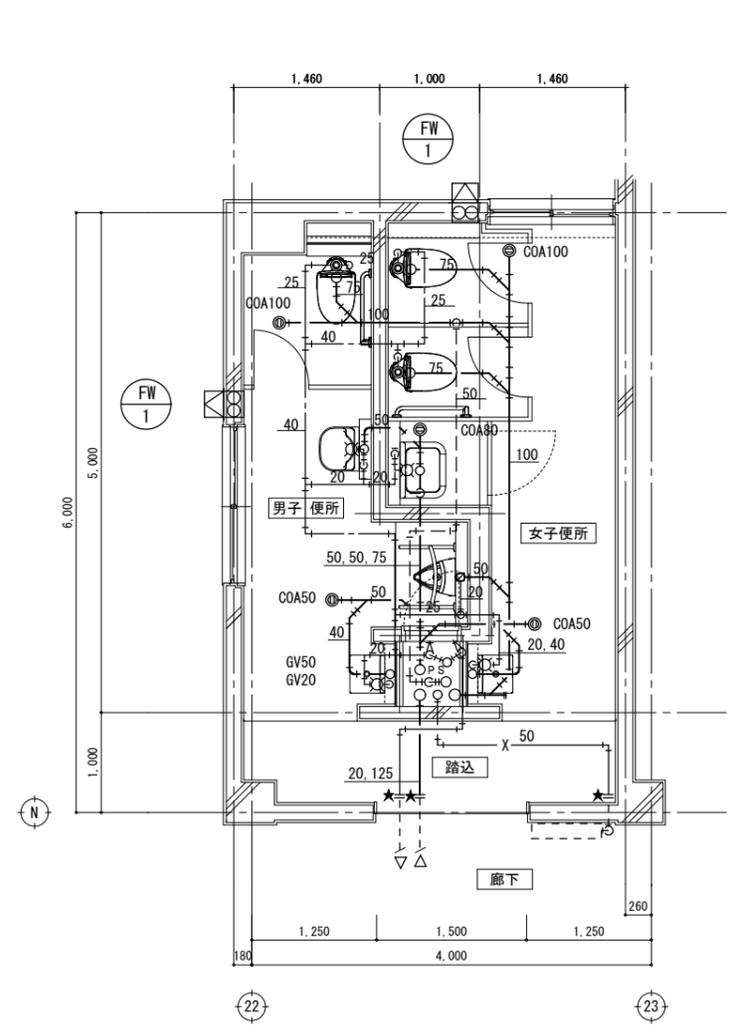
撤去器具表

器具名	2F		3F	
	男子	女子	男子	女子
和風大便器	C750VF	S570B	1	2
小便器	U308	T60P	2	2
掃除用流し	SK322	T23B20 T37SN	1	1
洗面器			1	1
化粧鏡	TS119AS3		1	1

凡例 (改修前)

——	既設管撤去を示す。
----	既設管を示す。
— —	既設管切離し(切断)を示す。

1. 給排水・通気管を撤去する。(処分共)
2. 排水金具撤去あとの床穴埋め本工事とする。



改修後 平面詳細図 1/50

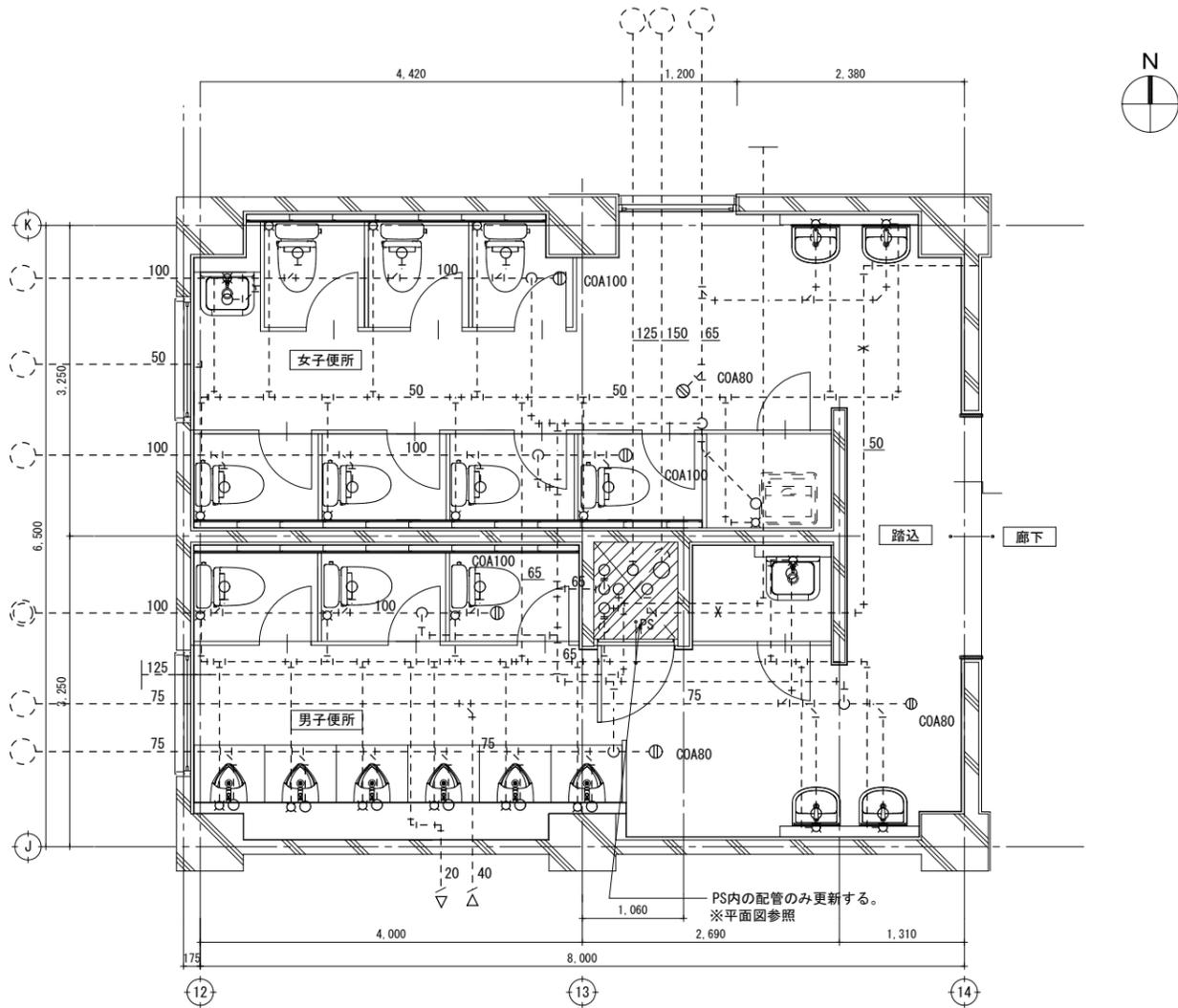
新設器具表

器具名	記号	2F		3F	
		男子	女子	男子	女子
大便器1	C-1	1	2	1	2
手すり	TR-1	L形	1	1	1
小便器	U-1		1		1
手すり	TR-3	小便器用	1		1
洗面器	L-1		1	1	1
化粧鏡	M-1		1	1	1
化粧棚	T-1		1	2	1
掃除流し	SK-1		1		1
多目的流し	SK-2		1		1

凡例 (改修後)

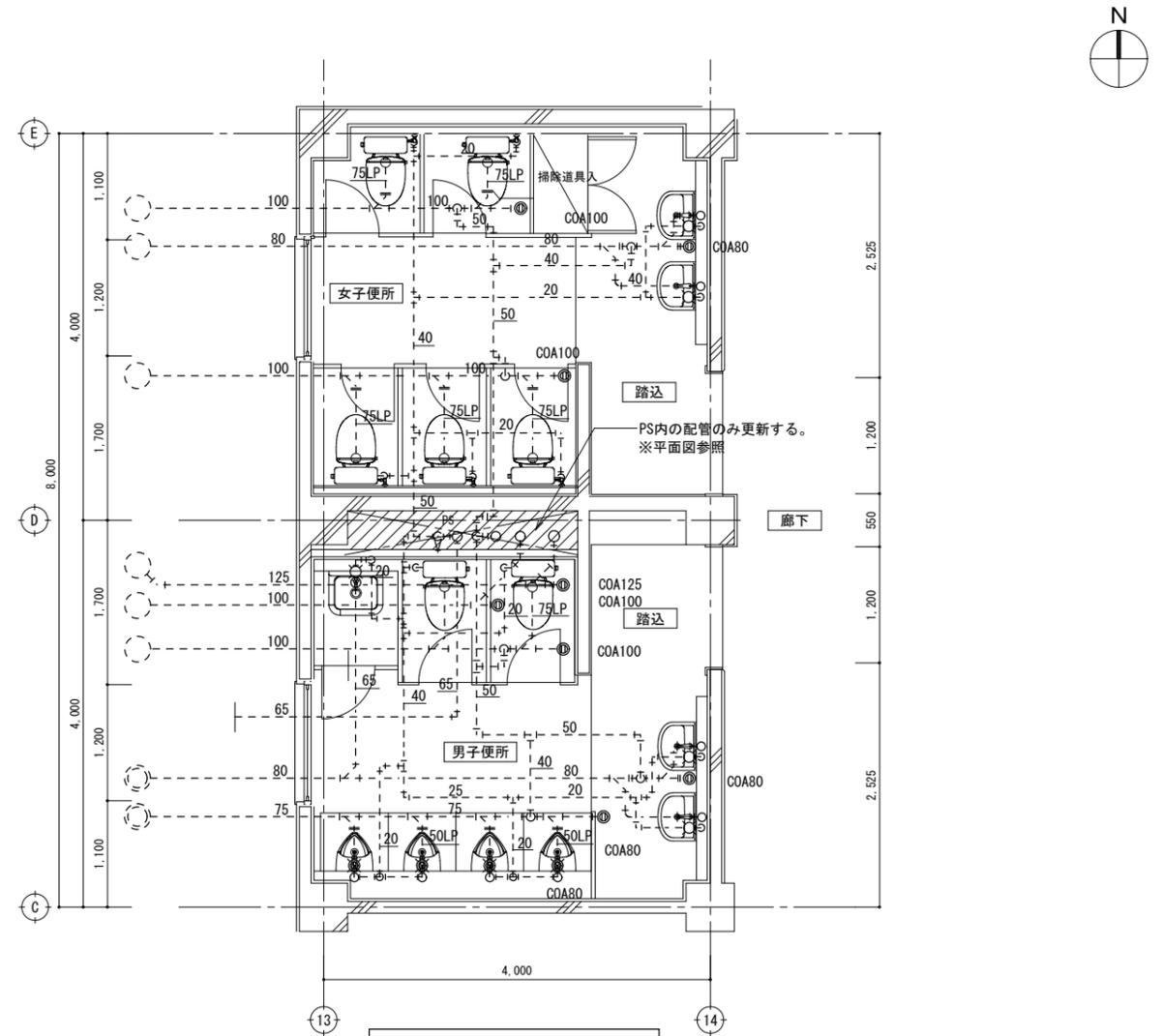
——	新設管を示す。
----	既設管を示す。
—*—	既設管接続を示す。

1. 給排水管の床貫通部の穴開けはコア抜きとする。
2. 排水管の合流は原則として45° Yとする。



改修前 中舎 1階平面詳細図 1/50

※PS内以外はそのままとする。

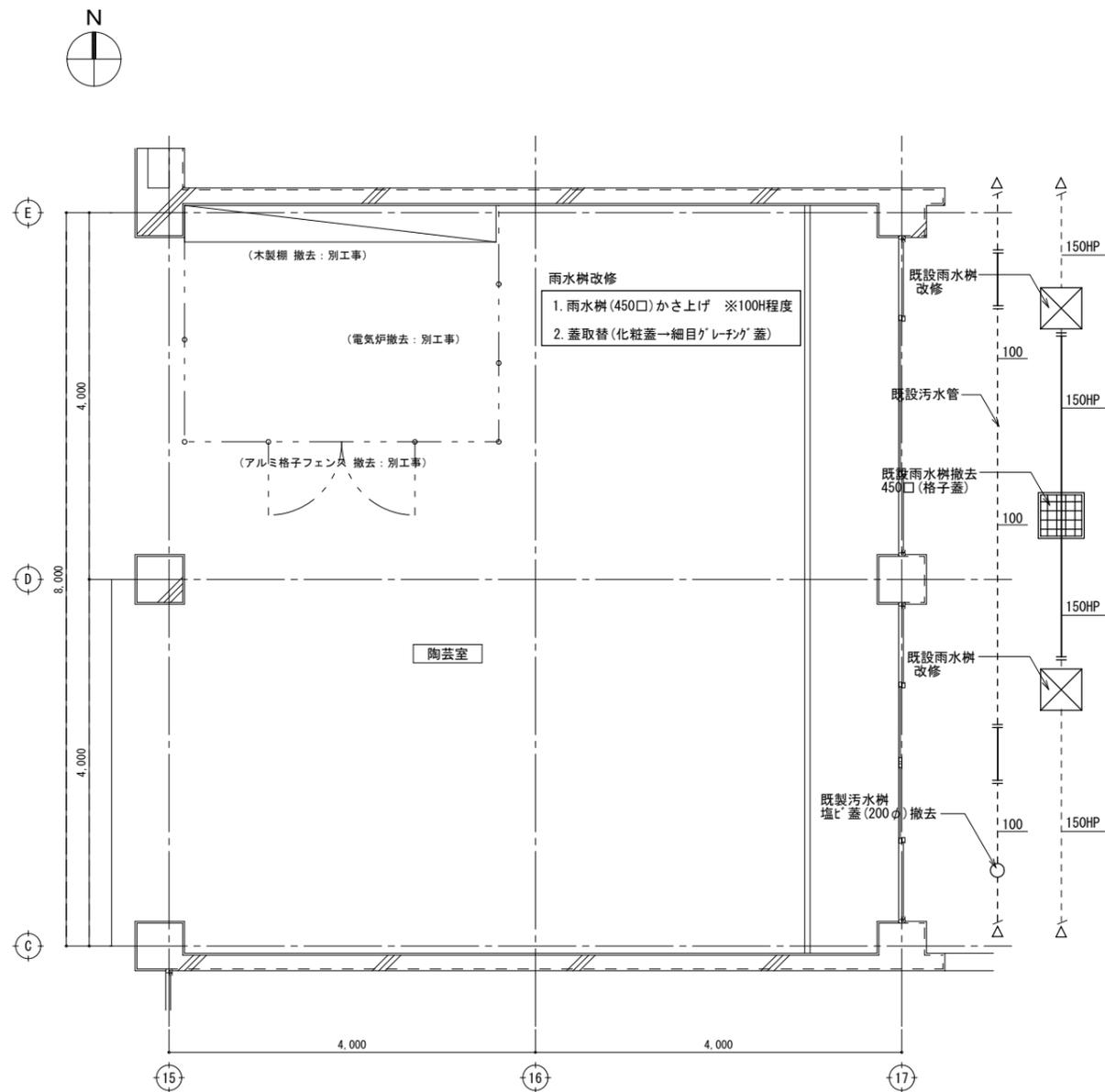


改修前 南舎 1階平面詳細図 1/50

※PS内以外はそのままとする。

凡例

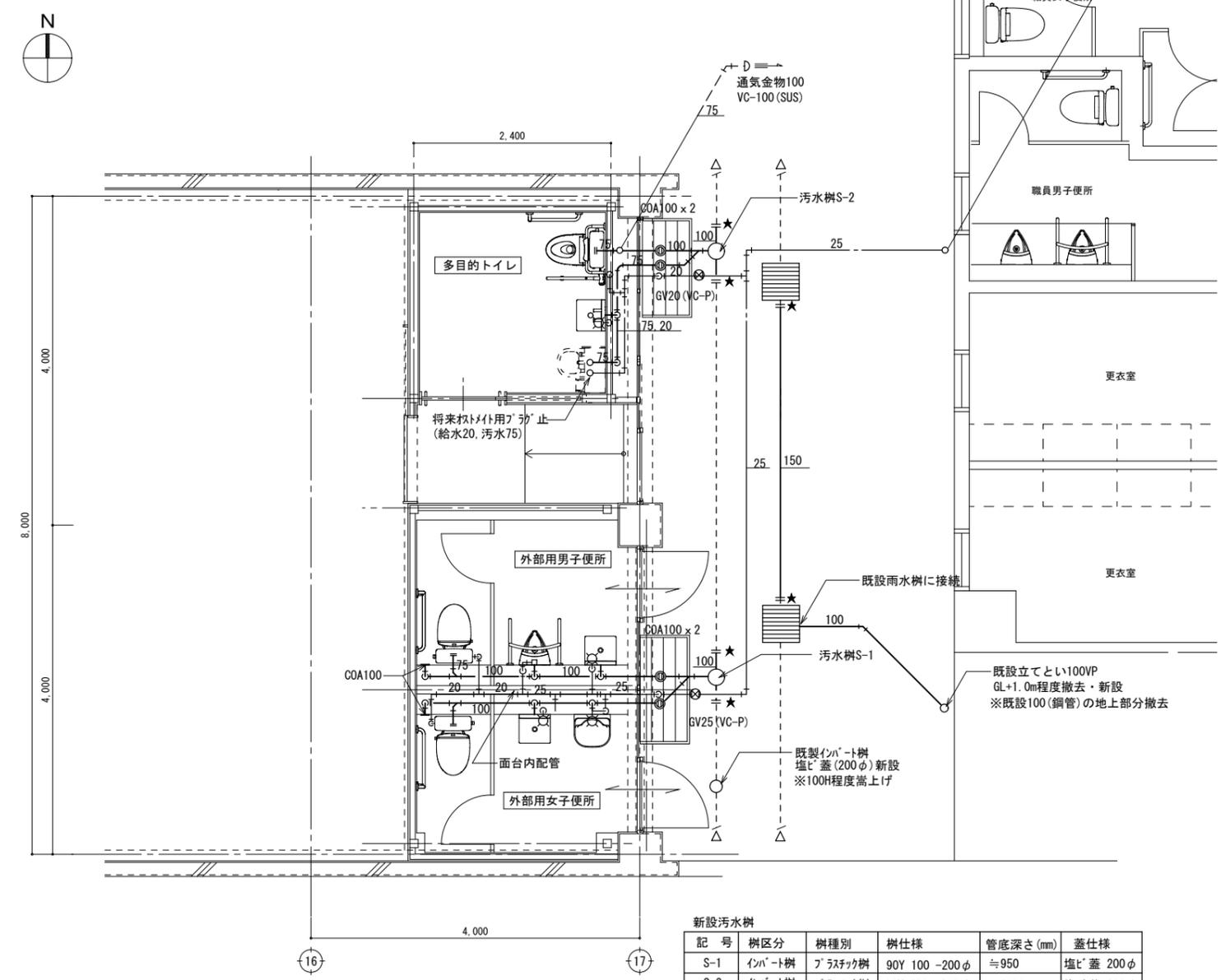
—	新設管を示す。
- - - -	既設管を示す。
—▲—	既設管接続を示す。
1. 給排水管の床貫通部の穴開けはJ7-抜きとする。	
2. 排水管の合流は原則として45° Yとする。	



改修前 平面詳細図 1/50

凡例 (改修前)

———	既設管撤去を示す。
-----	既設管を示す。
---#---	既設管切離し (切断) を示す。
土間コンクリートはつり復旧は建築工事とする。	



改修後 平面詳細図 1/50

新設汚水樹

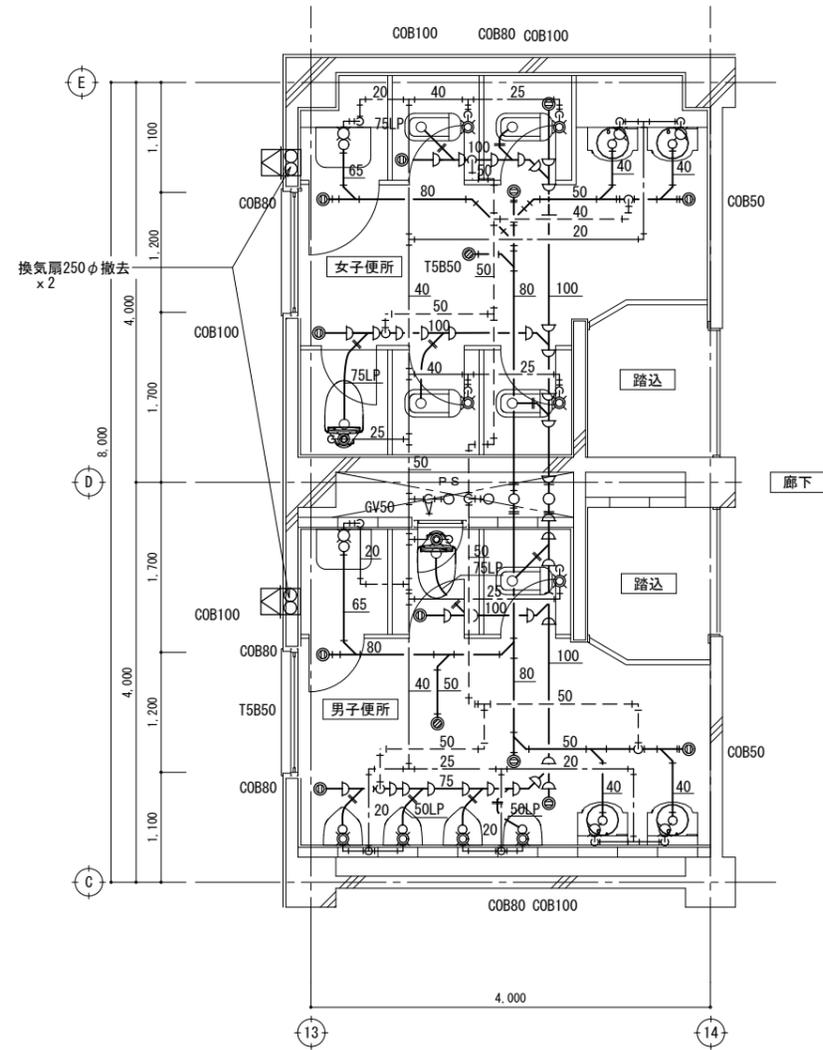
記号	樹区分	樹種別	樹仕様	管底深さ (mm)	蓋仕様
S-1	インバート樹	プラスチック樹	90Y 100 -200φ	≒950	塩ビ蓋 200φ
S-2	インバート樹	プラスチック樹	90Y 100 -200φ	≒1000	塩ビ蓋 200φ

凡例 (改修後)

———	新設管を示す。
-----	既設管を示す。
---#---	既設管接続を示す。

新設器具表

器具名	記号	壁排水	男子	女子	多目的
大便器2	※C-2	壁排水	1	1	
大便器4	※C-4	壁排水			1
手すり	TR-1	L形	1	1	1
手すり	TR-2	はねあげ式			1
小便器	U-1		1		
手すり	TR-3	小便器用	1		
洗面器	L-1		1	1	1
化粧鏡	M-1		1	1	
化粧鏡	M-2				1
多目的流し	SK-2				1



改修前 平面詳細図 1/50

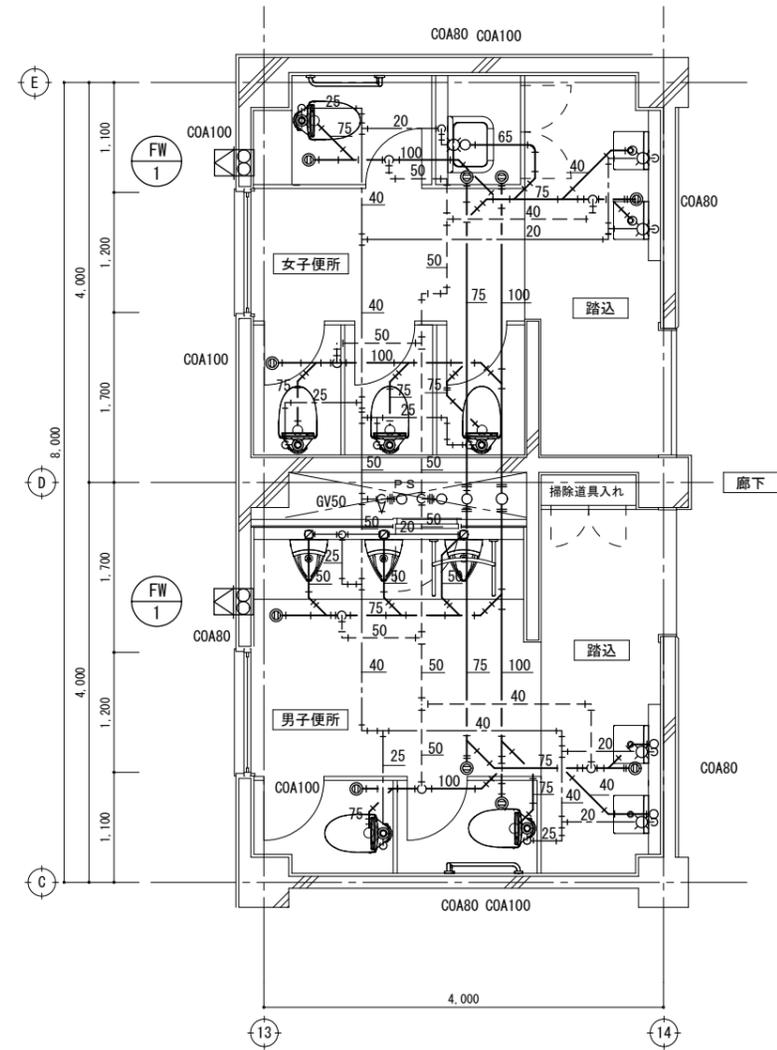
撤去器具表

名称	品番	男子	女子
和風大便器	C750V FV	1	4
洋風便器	C14 FV	1	1
小便器	U37 FV	4	
はめ込洗面器	L220	2	2
化粧鏡	TS119AS5	2	2
掃除用流し	SK322 T23B20 T37SN	1	1

凡例(改修前)

——	既設管撤去を示す。
----	既設管を示す。
—#—	既設管切離し(切断)を示す。

1. 給排水・通気管を撤去する。(処分共)
2. 土間コンクリートはつり復旧は建築工事とする。



改修後 平面詳細図 1/50

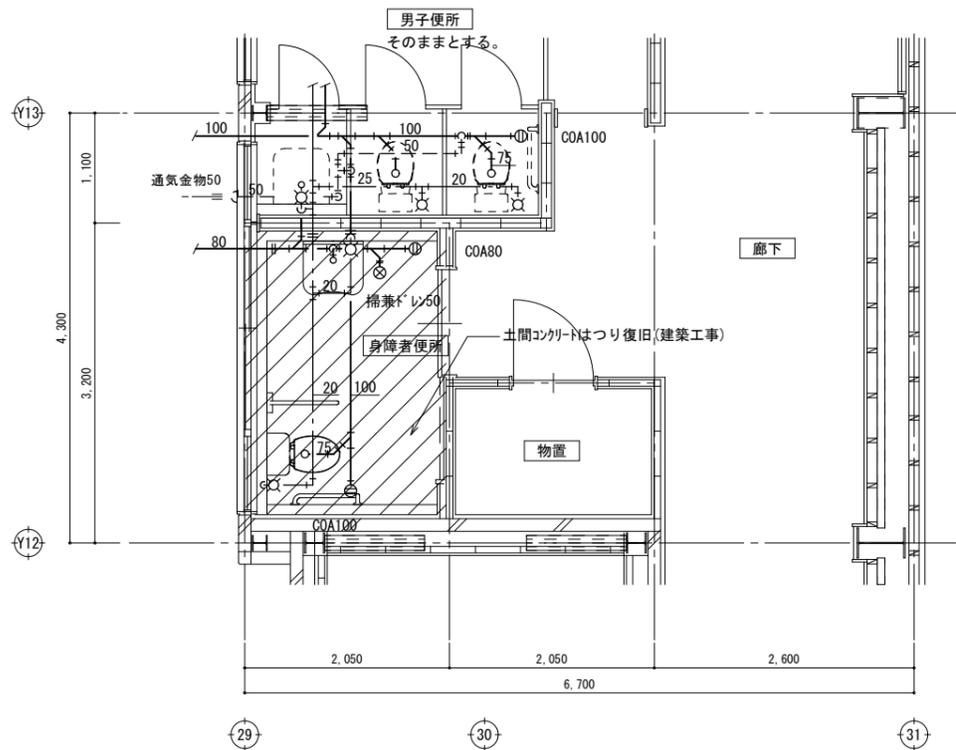
新設器具表

器具名	記号	男子	女子
大便器I	C-1	2	4
手すり	TR-1	1	1
小便器	U-1	3	
手すり	TR-3	1	
洗面器	L-1	2	2
掃除流し	SK-1		1

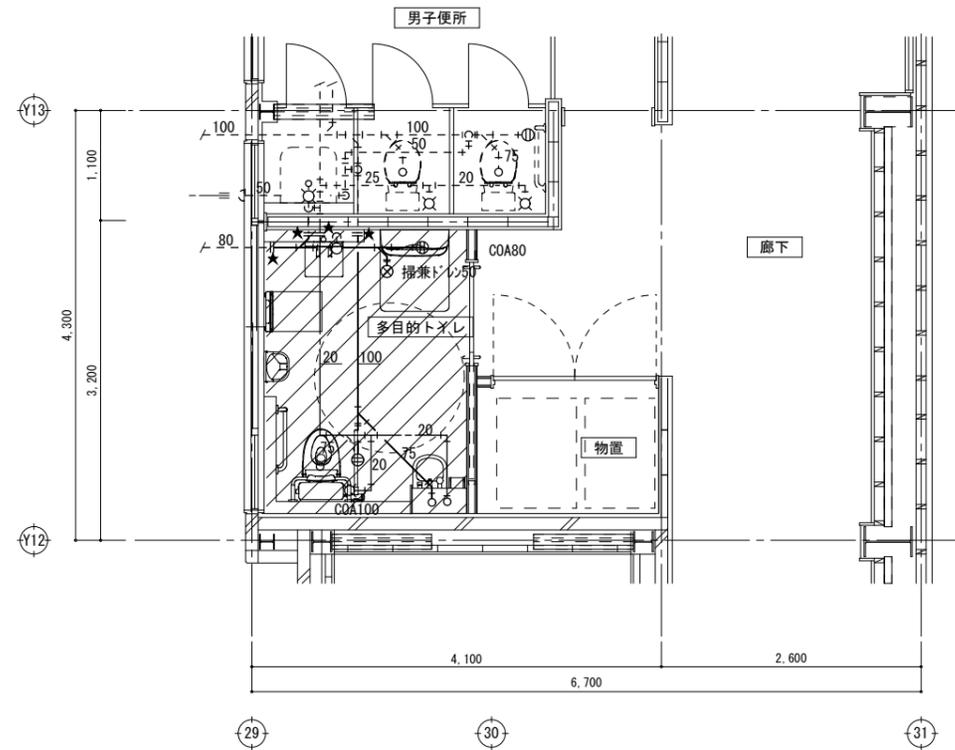
凡例(改修後)

——	新設管を示す。
----	既設管を示す。
—#—	既設管接続を示す。

1. 給排水管の床貫通部の穴開けはコア抜きとする。
2. 排水管の合流は原則として45° Yとする。



改修前 平面詳細図 1/50



改修後 平面詳細図 1/50

撤去器具表(身障者便所)

名称	品番	数量
洋風便器	CS20AB SH30BA	1
手すり	T112CL/R9 L形	1
手すり	T112HPL/R8 はねあげ式	1
洗面器	L103A	1
化粧鏡	TS119RCR4 450 x 1000	1

凡例(改修前)

	既設管撤去を示す。
	既設管を示す。
	既設管切離し(切断)を示す。
1. 給排水・通気管を撤去する。(処分共)	
2. 土間コンクリートはつり復旧は建築工事とする。	

新設器具表

器具名	記号	数量
大便器4	C-4	1
手すり	TR-1 L形	1
手すり	TR-2 はねあげ式	1
オストメイトハック	SK-3	1
洗面器	L-1	1
化粧鏡	M-2	1
ペビシート	BS-1	1
ペビチェア	BC-1	1
フィッティングボード	FB-1	1

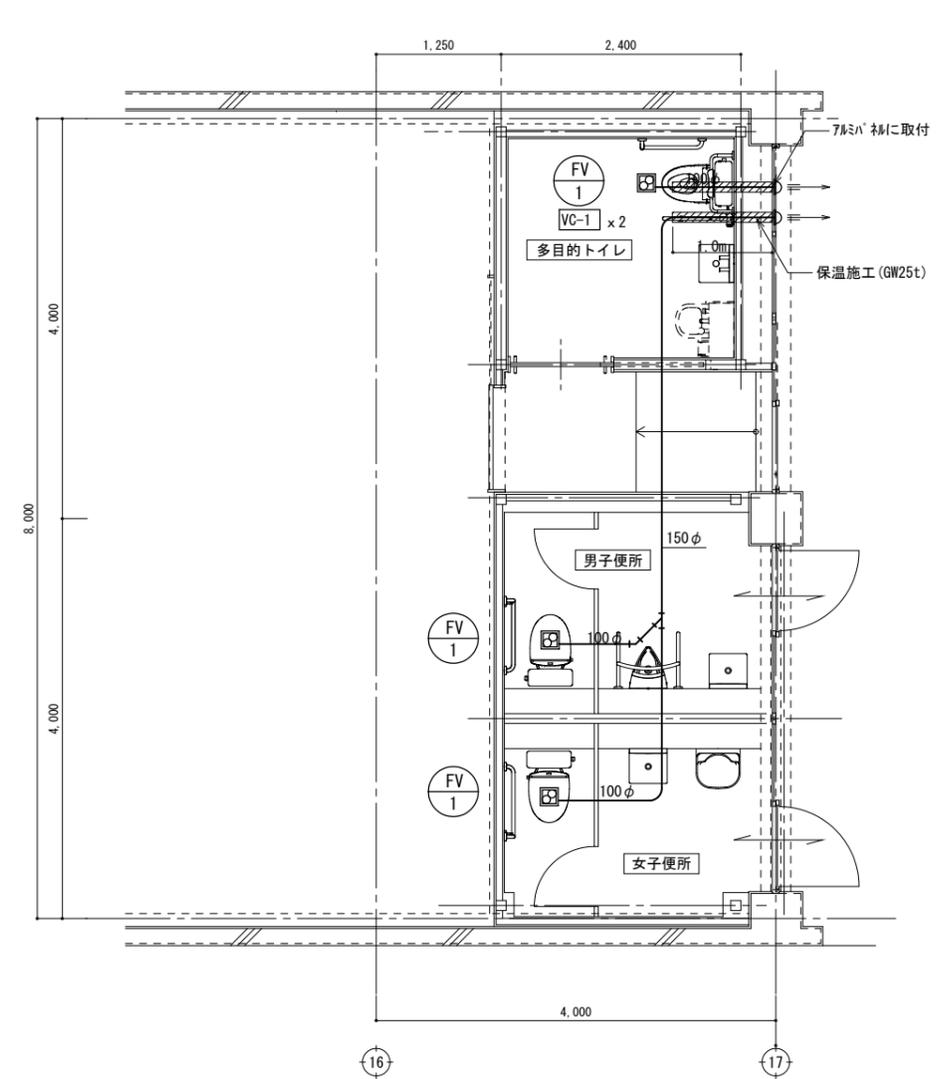
凡例(改修後)

	新設管を示す。
	既設管を示す。
	既設管接続を示す。
1. 給排水管の床貫通部の穴開けはコア抜きとする。	
2. 排水管の合流は原則として45° Yとする。	



換気機器表

記号	名称	機器仕様				電気容量		付属品	台数	設置場所	備考
		型式	接続ダクト径	風量 m ³ /H	機外静圧 Pa	電源 φ V	消費電力 W				
FW-1	換気扇	電気式シャッター 格子ケリ付	250φ	690	—	1 100	18.5	ウエザ-カバー-(SUS) 防鳥網付	12 (2) (4) (4) (2)	北舎 1階 男子・女子便所 " 2.3階 男子・女子便所 中舎 2.3階 男子・女子便所 南舎 2階 男子・女子便所	既設換気扇撤去・新設 " " "
FW-2	換気扇	電気式シャッター 格子ケリ付	250φ	690	—	1 100	18.5	ウエザ-カバー-(SUS) FD, 防鳥網付	4 (2) (2)	本館棟 1階 職員男子・女子便所 " 2階 男子・女子便所	既設換気扇撤去・新設 "
FV-1	天井扇	低騒音形(パナソニック) DCモーター	100φ	150	80	1 100	19.5	天井吊金具	3 (2) (1)	南舎 1階 男子・女子便所新設 南舎 1階 多目的トイレ新設	
VC-1	ベントキャップ	ステンレス製, 深形 FD付	150φ	指定色焼付塗装					2	南舎 1階 男子・女子便所新設	



改修後 南舎1階 換気 平面図 1/50